

フィリピン「従軍慰安婦」補償請求事件

訴

状

原告

マリア・ロサ・ルナ・ヘンソン

外一七名

被告

国

請求の趣旨	二
請求の原因	二
第一、フィリピンにおける日本軍の展開	二
一、フィリピン侵略	二
二、「大東亜共栄圏」の実態	七
三、日本軍による捕虜及び住民の虐待・虐殺	一〇
第二、フィリピンにおける従軍慰安婦制度	一四
一、性差別と民族差別	一四
二、フィリピンにおける従軍慰安婦	一七
第三、原告の経歴及び日本軍による性的奴隷化	二四
第四、請求権の法的根拠および補償金額	一一七
一、陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（ハーグ第四条約）の適用	一一七
二、人道に対する罪	一一九
三、ハーグ第四条約違反の効果	一二一
四、個人が請求権の主体となる根拠	一二二
五、補償金額	一二六
第五、本訴提起の契機	一二七
当事者目録	一三五

訴

状

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

フィリピン「従軍慰安婦」補償請求事件

訴訟物の価額 金三億六、〇〇〇万円也

貼用印紙額 金一一九万七、六〇〇円也

但し、訴訟救助申立中につき貼付せず

請求の趣旨

- 一、被告は原告らに対し、各金二、〇〇〇万円（合計金三億六、〇〇〇万円）を支払え。
 - 二、訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決ならびに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第一、フィリピンにおける日本軍の展開

一、フィリピン侵略

(一) 日本軍は一九四一年一二月八日、ハワイ真珠湾を奇襲し、アメリカに対し宣戦を布告したが、同日フィリピンのミンダナオ島ダバオ市を爆撃し、更に同年一二月

一〇日、日本軍第一四軍はルソン島へ上陸した。そして、翌一九四二年一月二日、フィリピンの首都マニラを占領し、同月三日から軍政を実施し、日本軍による軍事

占領を開始した。

アメリカ極東軍司令官マッカーサーは、日本軍の侵攻に対し頑強に抵抗したが、同年三月一七日、フィリピンのケソン大統領とともにオーストラリアへ脱出し、同年五月七日コレヒドール島のアメリカ軍は無条件降伏した。

(二) 当時フィリピンはアメリカの植民地であったが、一九四六年七月四日には独立が予定されていた。

日本軍は一九四二年一月三日、軍政を実施したが、「南方占領地行政実施要領」(一九四一年一月二〇日大本营政府連絡会議決定)によれば、その方針は、「占領地ニ対シテハ差シ当タリ軍政ヲ実施シ治安ノ恢復、重要国防資源ノ急速獲得及作戦軍ノ自活確保ニ資ス」と定められていた。軍政下における統治体制は、軍司令官の下に軍政監が置かれ、軍政監がフィリピン行政を指揮していた。

その後「大東亜共栄圏」構想の下、日本は一九四三年一月一四日、フィリピンを独立させ、フィリピンはラウレルを大統領とする共和国となった。しかし独立後

直ちに日本との間で締結した日比同盟条約には、「日本国ノ為スヘキ軍事行動ノ為一切ノ便宜ヲ供与スヘク」と定められ、ラウレル政権の独自性は乏しく、戦局の悪化とともに同政権は全く機能しなくなった。

(三) 日本軍は占領開始以降、フィリピン全土に軍を展開させたが、特に住民虐殺被害の集中する一九四四年頃の日本軍の配置状況は概ね以下の通りであり、総数は約四〇万人であった。

1、サマール、マスバテ、パナイ各島を含む中南部の島々は、第三五軍司令官の指揮する各部隊が守備していた。

第三五軍司令部(尚集団、鈴木宗作中将) セブ島

第一六師団(垣兵团、牧野四郎中将) レイテ島

第二百二師団(抜兵团、福栄真平中将) ビザヤ地区(セブ、ネグロス、パナ

イ島)

第百師団(抛兵团、原田次郎中将) ミンダナオ島・ダバオ地区

第三〇師団（豹兵团、両角業作中將）　ミンダナオ島・カガヤン地区
独立混成第五四旅団（萩兵团、北条藤吉中將）　ミンダナオ島・ザンボアン
ガ地区

独立混成第五五旅団（菅兵团、鈴木鉄二少將）　スル島
2、ルソン島及びその付属諸島は第一四方面軍の直轄指揮下にあった。

第一四方面軍司令部（山下奉文大將）　フォート・マッキンレー
第八師団（杉兵团、横山静雄中將）　バタンガス地区
第五五師団（勤兵团、津田美武中將）　ビコール地区
戦車第二師団（撃兵团、岩仲義治中將）　中部ルソン地区
第一〇三師団（駿兵团、村岡豊中將）　アパリ地区
独立混成第五八旅団（盟兵团、佐藤文蔵中將）　リングエン地区
第二六師団（泉兵团、山泉栗花生中將）　中部ルソン地区
この他マニラ防衛隊（小林隆中將）等があった。

3、南方軍に所属する部隊が、次のように配置されていた。

陸軍第四航空軍　ルソン島
第三船舶輸送部隊　マニラ
海軍部隊（南西方面艦隊司令部及び第三一根拠地航空部隊）　マニラ
等。

(四)　日本軍占領後まもなく、フィリピン人は各地で激しいゲリラ戦を展開した。一九四二年三月二十九日にはフクバラハップ（抗日人民軍）が結成され、またアメリカ極東軍の指導するユサフェ等が活動していた。

このフィリピン人によるゲリラ活動に呼応したアメリカ軍は、一九四四年九月二一日マニラを空襲し、一〇月二〇日レイテ島へ大規模な上陸作戦を開始し、一二月一五日にはミンドロ島へ上陸した。

日本軍は潰滅的打撃を受け、翌一九四五年一月九日アメリカ軍はルソン島へ上陸し、二月から三月にかけてマニラを奪回した。またラウレル大統領は三月二一日フ

イリピンを脱出し日本へ亡命するに至った。

その後四月一八日アメリカ軍はミンダナオ島へ上陸し、四月から五月にかけてフィリピン諸島の多くの島々がアメリカ軍とフィリピン人ゲリラにより奪回され、日本軍は山中の孤立した闘いを続けるだけの状態となった。

そして七月四日に至りマッカーサーはフィリピン諸島における戦闘の終了を宣言し、八月一五日日本は敗戦するのである。

二、「大東亜共栄圏」の実態

(一) 日本軍によるフィリピン侵略の建て前は、当時アメリカの植民地であったフィリピンをアメリカの抑圧から解放し、フィリピン人の為のフィリピンを建設し、「大東亜共栄圏」を繁栄させると言うものであった。

日本は一九三一年「満州」に対する軍事侵略（「満州事変」）を開始すると「日満」一体をとえ、その後「日満華」一体を、一九三七年日中全面戦争が起こると

「東亜新秩序」（一九三八年、近衛内閣の声明）をとええた。そして一九四〇年七月「基本国策要綱」には、「八紘一宇」の精神に基づき「日満華」の結合を根幹とした「大東亜」新秩序の建設などがあげられ、「日満華」を一環とし「南洋」を含めた「大東亜共栄圏」の確立が主張されるに至ったのである。

そこでは「アジアの解放」といった美辞麗句がとええられたが、その実態は日本を盟主とした新たな植民地構想にすぎず、日本軍は正に侵略軍に外ならなかった。

(二) 日本は、日中全面戦争の膠着状態が深刻化すると、東南アジアへの武力進出によって現状を打開しようと考えた（「南進論」）。中華民国政府援助ルート（「援蔣ルート」）の妨害・遮断を試みるとともに、「南方」の戦略資源（石油、生ゴム、鉄鉱石、ボーキサイト等）の独占的獲得を図ったのである。この「南進論」を正当化するための口実が、「大東亜共栄圏」構想であった。

前述した「南方占領地行政実施要領」には軍政の「方針」として「治安ノ恢復、重要国防資源ノ急速獲得及作戰軍ノ自活確保」（軍政の三大原則）が定められてお

り、「要領」として「作戦ニ支障ナキ限り占領軍ハ重要国防資源ノ獲得及開発ヲ促進スヘキ措置ヲ構スルモノトス」とか「占領地ニ於テ開発又ハ取得シタル重要国防資源ハ之ヲ中央ノ物動計画ニ織リ込ムモノトシ」等と定められていた。そしてまた「原住土民」の「独立運動ハ過早ニ誘発セシムルコトヲ避クルモノトス」とまで定められていたのである。

このように「大東亜共栄圏」構想とは、資源の掠奪を意図するものであったが、また一面では「日本化」をも意味した。

シンガポールを占領後「昭南島」と改めたと同様、マニラの通りや町名も日本名に変えられた（ロハス通りは「平和街」等）。また日本語教育が強制され、教師のために約一五週間の訓練コースが開設された。しかし多くのフィリピン人は、このような「日本化」に強い反発を示し、日本語を強制する学校に通学することを拒否する例も数多く見られたのである。

三、日本軍による捕虜及び住民の虐待・虐殺

(一) 一九四二年四月日本軍はバターン半島を占領したが、その際「バターン死の行進」と呼ばれる捕虜虐待事件を起こしている。

当時アメリカ・フィリピン軍の捕虜は約五万人おり、ほかに一般市民で軍とともにバターン半島に逃げ込んだものが約二、三万人いたとされているが、日本軍はコレヒドール島攻略をひかえこれら捕虜及び避難民を後方に下げたためバターンから鉄道のあるサン・フェルナンドまで六〇キロにわたり徒步行進させた。捕虜の大部分はマラリアを病み、食糧もなく飢えていた状態であったため、一万六〇〇〇人から二万人（うちアメリカ兵一二〇〇人）が死亡したと言われている。

本間雅晴中将は、主にこの「バターン死の行進」の責任を負い、戦後絞首刑に処せられている。

(二) 日本軍は一九四二年一月二日マニラを占領すると、翌日、夜間の外出禁止など多数の禁止事項を布告し、フィリピン議会をただちに解散させた。また新聞の統廃合

を実施して記事の事前検閲を強化した。

他方、日本軍将兵は占領地における権力者として占領当初から住民の食糧や私物をとりあげたり、強姦事件をしばしば起こした。

「アジアの声第四集 日本軍はフィリピンで何をしたか」（東方出版、二〇頁）には、次のような例が報告されている。

「バギオに住む、ある日系人の妹は、水牛の世話をしているときに殺されました。妹は従兄弟とカラバオ（水牛）に草をくわせていたんです。すると、通りかかった日本兵に殺されてしまったんですよ。日本軍はカラバオを食うために連れ去ろうとしたので、七歳だった妹は、連れていかないと頼んだんですが、かえって殺されてしまったんです。」

このような日本兵による暴虐行為は極めて多数報告されている。

（三）

また日本軍はゲリラ組織壊滅の名目の下にフィリピン人多数を虐殺した。

1、戦後、アメリカ軍の行ったマニラ裁判及びフィリピン政府が引き続き行ったフ

ィリピン裁判によれば、パナイ島虐殺について、一九四三年五月より二〇日間にパナイ島にてフィリピン中央大学教会関係のアメリカ市民一七人に対する斬首屍体焼却及び非武装フィリピン人老若男女二千名虐殺行為の許容責任として抜兵団長（中将）が起訴され、絞首刑に処せられた（茶園義男編・解説「BC級戦犯米軍マニラ裁判資料」、「BC級戦犯フィリピン裁判資料」不二出版）。

このように日本軍は一九四三年五月頃よりパナイ島においてゲリラ組織を全滅させるといふ名目で山村を襲い、ゲリラであるかどうかの区別なしに虐殺行為を行った。これを当時の日本軍は「無人化」作戦と呼んでいた。

一九四四年一〇月にアメリカ軍がレイテ島に再上陸してから、日本軍の住民虐殺は一挙に多発するようになり、戦後五〇人以上の住民虐殺についてBC級戦犯として約二〇件が起訴され処刑されている。

2、特にルソン島バタンガス州リバ市の住民虐殺は、その件数、被害者数、虐殺態様の計画性から言って最大最悪の住民虐殺と言われており、その他同州サントト

ーマス、ルンバン、ラグーナ州カランバ、サンパウロ市、マニラ市内、セブ島等で大量虐殺が行なわれ、各地に慰霊碑等が建てられている。

フィリピン住民虐殺の実態につき、フィリピンの教科書では一一一萬一九三八人が戦争によって死亡したとされている。

日本軍がフィリピンを占領支配した間、極めて多数のフィリピン人が日本軍によって虐待され虐殺されたのであり、今なお戦争被害の深い傷跡が癒されぬまま残されているのである。

第二、フィリピンにおける従軍慰安婦制度

一、性差別と民族差別

(一) 「五族共和」の美名の下で、強姦・虐殺・拷問等の行為が侵略地の戦闘員、非戦闘員に対して、日本軍によって行なわれたことは、中国のみならずフィリピンにおいても顕著である。そして、強姦行為の組織化である従軍慰安婦の対象として大量のフィリピンの女性が被害を受けた。

日本軍が行なった戦争において、従軍慰安婦という制度は決して偶発的な思いつきで生まれたものではなく、この戦争の本質、すなわち戦争を支える思想から、ある意味で必然的に生まれるものだった。

(二) 従軍慰安婦という制度は、言うまでもなく性差別の極限形態のひとつである。すなわち、女性を男性の性欲の道具としてのみ位置づけ、女性の尊厳、女性の人格を認めない位置づけを、これ程如実に表したものはない。「慰安」という言葉自体、男の性を「慰め」「安らげさせる」という意味であり、「慰安」とは遊興と同じで

あることを顕している。男は、性欲を制禦できないという前提に則り、制禦できないことを当然のものとしてその制禦不能とされる男の性欲にあわせて、遊興の一部として女をあてがうという発想である。このような考え方は、公娼制度をもち、法制度においても、慣習においても女性の基本的人権を否定していた当時の日本にとってには当然の事であった。当時の男性中心の日本社会における女性は、戦士を産み育てるべき女（「皇国の母」）と、男の快楽に奉仕する女に分断されており、従軍慰安婦は後者に属する女として、男にとって必要とされたのである。まして、軍隊は、命がけて人を殺す集団である以上、「慰安」の必要性は、平時以上であると考えられた。従って、慰安婦という存在を生み出すのは当時の日本の性に対する考え方からの必然であったのである。

従軍慰安婦は軍隊の都合に合わせて、兵士の性欲を「安全に」処理し得る道具として何が適当かという観点から選ばれた。「安全」というのは性病の罹患を防止することである。また、その時の戦地の状況に合わせてであるが、フィリピンの様に、日本から遠方に離れ、補給路の確保が難しくなり、軍支配が安定しないときは、いわゆる「現地調達」という考え方がとられた。つまり現地の女性をその対象とするということになってくる。

そして、たとえ、男の性欲処理は当然の必要と考えたとしても、近代戦争の原則から、たてまえとして強姦は禁止されており、占領地支配の安定からしても、無用の摩擦を避けるためにもなんらかの制度化、組織化を軍隊は妥当と考えたのである。

「大東亜共栄圏」の下では、日本及び日本人は、他のアジア諸国民との関係で決して対等ではない。日本は、アジア諸国の指導者的立場にあり、天皇を頂点とする疑似大家族の上部に位置するのである。天皇からの距離が権力の大小を決していく中で、日本は最も天皇に近い「直系」として他の諸国を下に従えるというのが大東亜共栄圏の本質であった。

こうした思想からは、日本国の軍隊の必要にあわせて日本以外の民族が、犠牲を払うことを要求することも当然できるのである。占領地における女性が、日本の女

性が受忍し得ないであろう、組織的強姦の対象とされたのは、こうした民族差別からも導き出される。

この様に、従軍慰安婦の本質は、当時の日本を支え、この戦争を支えてきた思想すなわち性差別と民族差別であった。だからこそ、起こるべくして起こったものである。

二、フィリピンにおける従軍慰安婦

(一) フィリピンにおける従軍慰安婦の全容は、未だ研究途上であり掘みきれていない。限られた資料の中で、体験者達の証言ほど、最もその真相を明白に語るものはない。従軍慰安婦が他の戦争被害者と違うのは、性暴力の被害者に共通することであるが、被害を明らかにすることが困難だというところにある。強姦の被害者同様、性暴力の被害者は被害を公にすることで、被害者に何ら責任がないのに、世間の好奇や指弾をあびたり、被害にあったこと自体を「恥」として意識させる社会構造があるか

らである。だから、性暴力の被害は顕在化しないのである。

こうした状況は、フィリピンも例外ではない。このような困難を乗り越えて、改めて被害者であることを名乗り上げる勇氣は大変なものである。この様な性暴力の被害の特殊性に鑑みると、被害者の供述、証言というものの重みは大きい。資料としての信用性・価値も高いのである。

(二) 元従軍慰安婦達の証言により、フィリピンにおいて日本軍は占領地の女性をほとんど無差別に強姦し、困い込み、慰安婦として苦役を強いたことがわかる。その詳細は第三、に譲るが、原告らはほとんど例外なく、日本兵によっていきなり襲われ、暴力的に連行されて強姦され、その後引き続いて慰安婦とされている。連行の際、目の前で家族を殺された者も少なくない。

このような暴力的な連行と強姦、それに続く困い込みという形態は、植民地であった朝鮮、台湾などの女性の場合とは異なり、占領地フィリピンにおける従軍慰安婦の特色といえる。その意味で、フィリピン従軍慰安婦は、日本軍の占領地女性に

対する性的迫害、性の奴隷化の典型ともいうべきものである。

(三)

軍の資料からいくつかわかる慰安所についての概略を次に述べる。

1、マニラ兵站地区隊のオオニシ中佐が発行した「在マニラ認可飲食店、慰安所規則」によると、マニラには当時一七軒の下士官・兵用の慰安所が存在し、一〇六四名もの慰安婦がいたとされている。その他に将校用のクラブが四軒あり、一九名以上の慰安婦がおかれていた。この資料には、マニラ地区兵站担当将校に提出すべき一四種類の書式が掲載されているが、これらは軍の兵站が慰安所に対し、慰安所の開設や慰安婦の交替、毎月の営業状況などについて報告を義務づけ、慰安所を完全に管理・統制していたことを示している。

2、パナイ島イロイロ患者療養所が、一九四二年イロイロ憲兵分隊にいわゆる「検徴成績の件通報」をなしている。これは、性病のチェックである。この資料の中で、通牒には「第一慰安所の検徴成績」「第二慰安所の検徴成績」と記され、少なくとも①二つの慰安所がイロイロ市に存在したこと、②この慰安所では定期的、

組織的に性病の検査がされていたこと、③これらが、憲兵隊に対する報告事項とされ、現実に報告されていたことが示されている。

3、独立守備歩兵第三五大隊の軍事極秘である陣中日誌は、ミンダナオ島ブツアン及びカガヤンにおける「慰安所に関する規定」を詳細に定めている。すなわち、慰安所の開始時間については、兵、下士官と将校の各々の時間帯を特定している。金額についても、右同様の三分割で決めている。ブツアンの慰安所については山口隊・市原隊の二部隊を日割で決め、かつ公休日も週一日定めている。カガヤンについては慰安所の所在の地図も添付され、軍隊駐屯地の近接地に設置されている。さらに同大隊第一中隊山口中尉の情況報告には、ブツアンの一つの慰安所にフィリピン女性が三名いるが、「女ノ増員ヲ計画シツツ在リ」と将来拡張することも述べている。右記述から、①ブツアンとカガヤンに慰安所があり、②その開設に軍隊は詳細な規則を定めて開設から積極的に主体となっていたこと、③フィリピン女性を慰安婦として使用することを当然のものとして増員も軍隊の計画に

よってなされていたこと、が判明する。

4、第一〇独立守備隊、独立守備歩兵第三五大隊の生田部隊日々命令、及び吉江部隊日々命令においても、ダンサランの慰安所の詳細が定められている。曜日によって田中大隊、司令部、竹下隊、吉岡隊、市原隊、本部、村山隊、川村隊と土曜を除いて日割されている。ダンサランにも前同様の慰安所があったことが確認される。

5、マスバテ島においても、マスバテ島警備隊の軍人倶楽部規定で、慰安所の使用方法を詳細に規定している。ここでも土曜日午前は性病のチェック等の健康診断を行ない、それ以外の日に、大隊本部、第十七中隊等が、割当されている。

6、パナイ島においては、事業統制会に認可申請された事業の中に慰安所の記述がみられる。この事業統制会とはパナイにおける事業についての認可権をもっており、軍指導下に置かれている。この書類では主任増子喜作、助手として宮城定勝の両名の名が挙がっており、同慰安所が軍人軍属を主として取扱い、軍指導監督

下におかれたパナイ島接客業組合に所属していることを示している。

7、レイテ島においては、レイテ島タクロバン憲兵分隊長が作成した「軍慰安並娯楽設備状況調査の件」と題する報告がある。

①ここでは、タクロバンにフィリピン女性による慰安所が一つあり、②やはり、兵、軍属、下士官、将校に分別しての料金体系をタクロバン憲兵分隊長東平健が報告している。

また、第一六師団第二野戦病院第二半部の一部としての、ラグーナ州の「サンタクルース」患者療養所の治療の概況の中でも、花柳病について以下の様な記述から、慰安所の存在が判明する。「花柳病患者は、依然減少ヲ見ズ他疾病ニ比シ罹患率大ナリ之ガ伝染病芟除ノ為「慰安婦」ノ検査ヲ厳密ニシ・・・」(「」は付加)。

以上は、フィリピン慰安所のごく一端と思われるが、軍隊の指揮下において慰安所が設置されたり、その運営に軍隊が規則等を定めて管理し、監督下において

いたことを証するものである。

第三、原告らの経歴及び日本軍による性的奴隷化

一、原告マリア・ロサ・ルナ・ヘンソン

原告マリア・ロサ・ルナ・ヘンソン（以下「原告ヘンソン」という。）は一九二七年一月五日、ルソン島北部のパンパンガ州バサイに生まれた。父は、アンヘレス市に住む大地主として代々続いた金持ちであり、メイドとして勤めていた母に原告ヘンソンを生まれたのである。同原告は、父と一緒に生活することはなかったが、父が借りた家に母と住み、地元のセイント・メリー・スクールに通った。

一九四一年一月五日は原告ヘンソンの一四歳の誕生日だったが、その三日後の一月八日に日本人がハワイの真珠湾を爆撃して戦争が始まった。翌九日には、同原告は母親と他の家族と一緒にブラカン州ノルサガライ、ピグライ村のイボダムに疎開しその村にある洞窟に潜んでいた。

一九四二年二月ころ、マッキンレー要塞の近くで原告ヘンソンは薪を集めて歩いてきたところ、三人の日本兵が同原告を連行し、田中という士官が同原告を最初に強姦

し、田中はそのあと二人の日本兵に渡した。そのため出血があり、歩けなくなった同原告は、通りかかった近くの農民に助けられ、その家で二日間休養して歩けるようになってから帰宅した。母は同原告を落ち着かせ、殺されなかっただけ幸運だった、騒ぎ立てず、沈黙を守るように述べた。

約二週間の休養をし、元の体調に戻ったので、隣人や親類たちと薪集めに参加したところ、また、あのサーベルを持った士官と思われる日本兵が待ちぶせており、原告ヘンソンを見るとすぐにつかまえて強姦した。そこで同原告は二度とこのような目にあわないように、母方の兄弟や親類と一緒に母の故郷であるアンヘレス市郊外のパムパン村に住むことになった。

そして、原告ヘンソンは一九四三年三月ころ、当時組織されていたゲリラ集団のフクバラハップに自発的に加わった。同原告の役割は、このゲリラ勢力のために市民から薬や古着や食糧を集めることだった。

一九四三年四月の聖週間のある日、原告ヘンソンは他の二人とともに水牛の荷車をひいて、アンヘレス市ヘンソンストリートにある病院（現在はタイル工場）の前の検問所を通過しようとした。荷車には食糧の乾燥とうもろこしを四袋積んでいたが、袋の中には四五口径の拳銃及び弾薬、それに手榴弾を入れていた。日本兵が同原告らの通行証を見て通ってよいと言ったが、通り過ぎてしばらくすると同原告のみ日本兵に呼び止められ、二人の仲間はそのままいってよいと言われた。同原告は「またなの……」と絶望的な思いにとらわれた。そして、このまま同原告は、日本軍が駐屯地にしていた病院に監禁された。そこには他に六人の女性がいた。その駐屯地で同原告らは兵士らのセックスの相手をさせられた。時には一二人の日本兵の相手をさせられ、その後少し休んで、また約一二人の相手というように息つく暇もなく、彼らの性の慰みにされた。

年端のいかない原告ヘンソンにとって、それは苦痛にみちた体験だった。

そして、三か月後、三〇〇メートル離れた元精米所の建物に連れていかれ、またそこでも朝夕関係なく、日本兵の相手をさせられた。日本人の宿泊所や家に連れていか

れたこともあった。パミントン歴史館や父の所有していた建物にも数回連れていかれた。拒めば必ず殺されることがわかっていたので、拒否することはできなかった。

いつも見張りがあり、駐屯地の中は歩けたが、外には出られない。他の女性らと言葉を交わすことさえできなかった。その内の二人は中国人のようだった。残りの女性は、バンバンガ州出身者のように思えた。

時々原告ヘンソンらは、タヤグ医師や日本人医師の検診を週一度位の割合で受けた。駐屯地の指揮官の交替があったのは一九四三年の一月二月だった。新しい指揮官の顔に見覚えがあった。その指揮官は、同原告に対しマッキンレー要塞で会った人だねと尋ねてきた。彼は「私の名前は田中だ」と言い、英語は少し話せるようだった。その後、可能な時はどの日本兵も同原告に近づかせず、時々食物をくれたりもした。そのころ、同原告はマラリヤにかかり高熱が続いた。薬をのんで休養したが、流産も経験した。

一九四四年一月のある時、原告ヘンソンの母の住んでいるパムパン村にゲリラがいることを日本軍がつきとめたという、上官の大佐と田中の話を耳にした。パムパン村でゲリラの囲い込み作戦を行うことを知ったのである。翌日、同原告は村の人が近くを通ったのですばやく、耳元で日本兵が村を焼き討ちにするので避難するよう囁いた。夜中に田中と何人かの兵士が同原告らの村にいったが、住民が誰もいなかったため、怒って駐屯地に帰ってきた。そして田中と大佐は口論した。大佐が言うには、同原告が話を聞いて、村の住民に伝えたとして、その夜、同原告は階下に連れていかれ、ひどく殴られた。銃剣で殴られ床に倒れた。田中は大佐より位が低かったので、どうすることもできなかった。同原告の顔はあざだらけになり、手を縛られ、他の囚人と一緒にさせられた。田中が水を飲ましてくれたが、意識不明に陥った。

意識を取り戻した時、原告ヘンソンは母のいる家に帰っていた。フクバラハップ（抗日ゲリラ団）が原告ヘンソンのいた精米所を襲い原告ヘンソンを救い出したのだ。同原告は拷問とマラリアのため非常に高熱で病気になっており、二か月間意識を失くしたままで、液状物を、スプーンで口に運ばれるだけで何とか生命を維持して

いたのだった。意識を回復しても声を失っていた。現在でも同原告の声は聞きとりにくい状態になった。母が看病を一生懸命行ない、歩行練習をくり返し、徐々に回復した。

原告ヘンソンは戦後マニラ市内に住み結婚し、三人の子供を持って生活してきた。夫は、早く死亡し、同原告は二四歳の時から未亡人である。

しかし、原告ヘンソンは日本軍にとらえられていた時のことを思い出したり、特に夢を見ると、数日間ばんやりとしてしまい、独り言をいい、体調をこわす。子供や孫たちがいなくなったら、狂人のように通りをさまよいたいほどの気持になる。一九九二年六月三〇日ラジオで「従軍慰安婦」となった人を捜しているときいたときその女性性は「恥ずかしがらないで、さあ立ち上がって。あなたの権利のために闘いましょう」とのべていたが、まだ躊躇していた。そして九月三日、フィリピン人「従軍慰安婦」特別調査委員会のネリア・サンチョの声をラジオで聞き応じることにしたのだった。何が起ったかを伝え、二度とくり返さないために名乗り出たのである。

二、原告アナスタシア・コルテス

原告アナスタシア・コルテス（以下「原告コルテス」という。）は一九二三年八月一五日、パンパンガ州サンタ・リタで出生した。原告コルテスは一三歳のとき、グレース・パークにある靴製造のエルポ工場で働くためマニラに上京した。その後、もっとよい給料を求め、友人がすすめてくれた日本人経営の軽食堂（イントロラモス所在）に移った。ここで同原告は最初の夫ギレルモ・ムリロに出会い、一九三九年マニラ市役所に婚姻届をだした。当時同原告は一六歳で、夫はフィリピン陸軍の軍人だった。その後夫は日本軍との戦闘で捕虜になり、一旦はカパスの刑務所に入れられたが、一九四三年、そこから脱走して妻である同原告の住む家に戻った。しかし、フィリピンの日本軍協力者が通報したため、ある日の午前二時ころ、日本軍のトラック二台がやってきて、夫と夫の母の再婚相手を逮捕したのである。

当初原告コルテスらは広間ですでにやすんでいたが、日本兵がきたとき、ブリーフ一枚で寝ていた夫は、部屋からズボンとシャツをとってきてくれと同原告に頼み、部

屋にいった同原告は一本のパイプがそこにいるのを見つけ、それをぞうきんに隠して持った。広間に戻ったとき日本兵は夫を縛ろうとしていたので、同原告は思わずそのパイプで日本兵を殴りつけたが、仕返しにその日本兵は同原告の胸をけつた。今度は夫がその日本兵をけり、そのため銃剣で頭をつかれた。夫の頭から流れる血をみて同原告は気を失い、意識を取り戻したのは、縛られて、トラックに放りこまれた時だった。

そしてかつてスペイン軍の司令部があったサンチャゴ要塞に連行され独房に入れられた。夫は裸で逆さづりにされ、棒で殴られた。それからかみそりで頭の髪だけではなく皮まで剃られ、血がぼとぼと顔に流れ落ちていた。手の指と指の間にスチールをはめこみ、それをぐっと押さえて、指の骨も折ったり、指の爪一枚一枚はがした。これらすべてを同原告の目の前で行ったのである。夫と同じ位、同原告にとってもこれは拷問だった。その後、夫は別の独房に入れられ、他の捕虜と一緒に殺されたといリピン人の掃除夫から聞かされた。

原告コルテスへの性的虐待は連行から一か月後に始まった。福島という司令官が彼の部屋に連れていき、そこで強姦した。終わったら一旦独房に返されたが、二、三時間後、今度は別の兵士が同原告を小さな部屋に連れ出し、そこで強姦した。その日以後、兵士らが同原告の独房にきてその小さな部屋に連れ出すようになった。そこで順番を待って、同原告を強姦した。サンチャゴ要塞での約六か月の監禁中五か月間は威嚇と暴力を用いて、兵士たちは同原告を「慰め」と性的欲求を満たす道具にした。週に三回、一度に三人かそれ以上の兵士が同原告を強姦したのである。

サンチャゴ要塞から出ることができたのは、義母が日本人の藤田という神父（または僧侶）に助けを求め、軍に同原告を釈放するよう願い出てくれたためだった。釈放後同原告は義母の家に身を寄せたが、そのときは妊娠三か月だった。日本兵の強姦による妊娠であり、父親は誰か分からない。恥ずかしさの余り同原告は義母の家を出て、ブルーメントリットに移り、その食堂で働いた。ある時食堂に何人かの日本兵が入ってきた。その中にサンチャゴ要塞の時の兵士が一人混じっていた。彼に発見される

のを恐れ、同原告は食堂から走り出て、警官に助けを求めたが、その警官が、同原告の二番目の夫となつたのである。そして、その内の一人はサンチャゴ要塞で監禁中にできた子供を含め、二番目の夫と結婚ののち、六人の子どもを生んだ。二番目の夫は一九七五年心臓マヒで亡くなった。

夫への拷問そして兵士たちへの性的屈従、これらの監禁中の体験は今でも同原告を時折苦しめる。特にテレビや映画で暴行シーンを見た時、それが如実に蘇ってくる。

先日ロラ・ロサをテレビで見たとき、できるだけ気をそらそうと務めたが、やはり従軍慰安婦にされた、従姉妹が同原告に話をするよう促したため、彼女に付き添われ一九九二年一〇月二〇日フィリピン人「従軍慰安婦」特別調査委員会に出向いたのであった。その夜、一緒に住んでいる子供らにも打ち明けたが、子供らも理解してくれ
た。

こうして表に出てきたのは、日本時代に受けた苦しみに対し生きている間に正義を下してほしいと思つたからである。

三、原告トマサ・サリノグ

原告トマサ・サリノグ（以下「原告サリノグ」という。）は一九二八年一二月八日父エヴァリスト・サリノグ、母パトリア・ディオソとの間の第一子としてパナイ島アンティケ州バンダンで生まれた。母は原告サリノグが生後一か月のときに死亡した。

大工をしていた父は生後一年の同原告を抱えてアンティケ州のサンホセに移った。七歳に達したとき同原告はアンティケのエガフィアの叔母の世話になり、その小学校へ入った。一九四一年半ば父が同原告をサン・ホセへ連れもどし、同原告が現在住んでいる家に住んだ。二人は貧しいながらも平和に暮らしていた。

一九四二年原告サリノグが一三歳の時に日本軍がやってくると、学校は閉鎖され、同原告は自宅で日を過ごした。同原告らはサン・レミヒオの山の中へ避難したが、アンティケ州のアルベルト・ヴィヤエルト知事は危害を加えられることはないので住居地へ戻るように同原告らに呼びかけた。避難先のサン・レミヒオでは空腹と劣悪な環境に苦しんでいたので、父と同原告は説得されてサン・ホセへ戻った。同原告は山か

らもどる途中、アンティケ・ナシヨナル・スクールの前で初めて日本軍を見た。町中に日本兵が溢れていた。

原告サリノグらの家はサンティアゴ通りにあり、日本軍駐屯所から僅か数百メートルしか離れていなかった。同原告は数日間通りを歩いている日本兵の姿を見ていた。彼らも原告を見たが、何の危害も加えなかった。しかし、同原告らが山から戻って約二週間後、すでに眠りについていた夜間に誰かが家屋に侵入する音で目を覚めた。二人の日本軍人が床へ上ってきたが、一人の名は後に広岡大尉と判明した。ほかに二人の兵士が屋外にいた。

右大尉らが原告サリノグを連れ去ろうとしたので、同原告の父が抵抗した。父は広岡大尉に刀で斬られて倒れた。同原告が父にかけ寄り、抱きしめたときはすでに父の首は胴体から離れていた。父の首は、部屋の隅の柱の根元辺りに飛んでいた。同原告は狂ったように泣いたが、日本人は容赦なく同原告を家から引きずり下した。

原告サリノグが狙われたのは、近くに若い娘は同原告しかいなかったせいかと思われる。父は享年三〇歳であった。

日本人は駐屯所の近くのゴビエルノ通りにある大きな建物（ビッグハウス）に原告サリノグを連れ込んだ。そこは同原告の家から数百メートルしか離れていないところで、道路の向う側に、石原産業の倉庫が三つ並んでいた。

日本軍はその場所を「食堂」と呼んでいた。二階建て、バスルーム付きの部屋が各階に三室宛あり、そこにはすでに多数の女性がいた。古い大きな建物であった。

二人の日本軍人が原告サリノグを部屋の一つに閉じこめた。一人は広岡大尉であった。翌朝夜明け前に広岡大尉ともう一人がやってきて同原告に性的関係を求めた。同原告が頑として拒否していると、広岡大尉は同原告を強姦した。同原告は抵抗したが暴力的に押し切られた。もう一人が同原告を強姦しようとした時には、同原告は床の上にごったり倒れていた。しかし同原告は再び抵抗した。突然同原告は何かで頭を殴られ、気を失った。意識が戻ったとき誰かがお湯で同原告の傷をぬぐっていた。同原告は彼らが同原告にお湯をぶっかけているのかと思った。彼らは布地、針、糸などを

置いていった。その日の夜、眠りに就くまで同原告は泣き続けた。

翌朝目を覚ますと、日本兵らはすでにいなかった。原告サリノグは三日間休むことができたが、その後再び日本兵らは同原告を強姦し始めた。同原告は何度も何度も意識を失ったため、何人から強姦されたか分からなかった。同原告が覚えているのは時々二人、三人、四人、五人の日本兵が同原告を強姦していたことである。しばしば午後から夜中まで強姦され続けた。

原告サリノグはどのくらい長い間ビッグハウスの中に閉じ込められていたのか思い出せないほど正気を失っていた。同原告はいつも父を思い出しては泣いていた。同原告は父がどのように埋められたかさえ知らず、また父の遺体を見ることもできなかった。

原告サリノグが一番傷ついたのは、強姦された時たった一三歳だったということであった。しかも多くの場合、何回も犯された。同原告はまだその時は初潮もむかえてはいなかった。

原告サリノグはビッグハウスの部屋に閉じ込められている間、食事を補給されるだけであった。一日三回だったが、時には二回、朝食だけ一回ということもあった。昼間は寝て、日本兵がくるまで何もすることがなかった。同原告は夜になるのを非常に嫌悪し、日本兵がやってくる、泣き出した。というのは彼らが同原告を強姦するということを知っていたからであった。

日本兵は、悪臭がした。とくに、山から戻ってきた日本兵は身体を洗わず直接やってくるので、ひどい悪臭がした。部屋には四つのベットがあり、最初広岡大尉に強姦された場所はドアから入ってすぐ左のベットの上であった。

広岡大尉は、時々やってきた。彼が「ワタシハ、アナタノオトウサンノトモダチデス」というので、同原告が友達ならなぜ殺したのかと聞くと、右大尉は「ワカラヌ。ワカラヌ。」と答えた（同原告は右片仮名部分の日本語を現在でも憶えている。）。

原告サリノグは日本語学校には通わなかったが、長く閉じ込められている間に少し日本語が分かるようになっていた。

部屋にやってくる日本兵は、同一人のこともあった。同原告が強姦されている間、空いているベッドで自分の順番を待っている日本兵もいた。山のパトロールから帰ってきた兵士はテュバ（ココナツヤシのドロク酒）を飲んで狂暴であった。

部屋にはトイレとバス、中央にテーブルと椅子二つ、部屋の二面に窓があった。原告サリノグ一人の時はドアに鍵がかけられていた。閉じ込められて数か月後、同原告は部屋を出て時々家の中を歩くことを許され、建物内の何人かの女性と話すことができた。アウロラ、カルナイ、アニータの三人（いずれも現在故人）は、同原告と同じバランガイ・スリーの出身なので前から知っていた。建物の外にでることは許されなかった。

ビッグハウスにいる間、一般の診察はあったが、性病検査はなく、コンドームも使用されていなかった。

最初の強姦の時、殴られた頭の傷は現在も残っている。

原告サリノグはそこから逃げたかったが、日本兵からもし逃げたら捕まえて殺すぞ

と脅されていたので、試みるのはためらわれた。

ある日、原告サリノグはそこから逃げ出す機会を得た。同原告はかねて自分が置かれている状況に我慢できないでいたが、ある日、日本兵がテーブルの上にキーを置き忘れていった。同原告はキーをとってすぐドアを開け、部屋の外へ出た。同原告はある夫婦の住んでいる小さな小屋まで走り、彼らにかくまってくれるように頼み、代わりに家事雑用を手伝うことを約束した。

しかし、原告サリノグが右夫婦と一緒に過ごしたのはごく短く、再び日本軍人に捕らえられた。右夫婦は木の箱に同原告を隠そうとしたが、奥村という大佐はもし彼らが娘を隠そうとするならば、首を切り落とすと脅した。彼は同原告が逃亡者であり、右夫婦の本当の娘でないことを知らなかった。

右奥村大佐は単身で倉庫脇の家に住み、洗濯や掃除をする奴隷のように原告サリノグを扱った。彼はまた帰宅するといつも同原告を強姦した。また、たいていは三人連れで訪問してくる彼の友人らも、いつも同原告を強姦した。

原告サリノグは家を出ることは自由だったが、再び逃げようとはそれほど思わなかった。というのも右大佐の家にいる限り同原告を強姦するのは右大佐らだけだったので、ビッグハウスのようなところよりはましだと思ったからである。同原告はまた、もし再び逃げたら彼らは同原告を殺すと思った。それで奥村大佐の家にいる方を選んだのであった。

日本軍が去った時、原告サリノグは一旦近所のクリステータ・アターロの家に身を寄せた。サンティアゴ通りの同原告の家は荒れ果てており、疎開から戻った親類の助けで修繕した。同原告は再びそこに住んだ。

以来同原告は独身で過ごしてきた。母がミシンを残してくれたので、洗濯女兼お針子として働き、裁縫術も学んだ。自宅の前に小さなサリサリストアー（雑貨店）も出した。

原告サリノグは決して結婚しようとはしなかった。むしろ単身で暮らす方を選んだ。日本軍人らの仕打ちによって同原告の受けた傷は余りに大きかったので、同原告はも

し結婚したら夫が再び同原告を傷つけはしないかと怖れたのであった。

現在も同原告は一人で住み、小さな店を持ち、裁縫を続けている。収入は極めて乏しく納税額は年五ペソ（約二五円）にすぎない。

原告サリノグは「パナイ・ニュース」という新聞で、慰安婦の調査のことを知った。同原告は大変力づけられ、勇を鼓して、いとことともにイロイロ市のラジオ局へ、そしてガブリエラ（女性団体）のパナイ事務所へ赴いた。

原告サリノグはイロイロへいくとき毛布を一〇〇ペソ（約五〇〇円）で売って、交通費を作った。原告サリノグの受けた苦しみは年を追って余りにも大きなものになってきている。

原告サリノグの場合、目の前で父が首をはねられ、初潮前の一三歳で強姦され、まるで豚小屋の中の豚同様に扱われるという耐えがたい屈辱を受けた。原告サリノグは性的奴隷にされた自分や同様の迫害を受けた他のフィリピン女性らの苦しみに対して正義が実現されることを強く希望している。

四、原告エステイリタ・モランダント・サラス

原告エステイリタ・モランダント・サラス（以下「原告サラス」という。）は、一九二七年五月四日、パナイ島カピス州ロハス市サモラ通りで生まれ育った。原告サラスの父親は木炭を車に積んで売り歩く仕事をしていたが、それだけでは家計が賅えないので、母親も米袋の繕いなどの仕事をしていた。原告サラスは、妹二人、第三人の六人兄弟の一番上であったが、日本軍の占領時代には、すぐ下の妹は家政婦としてマニラで働いており、その下の妹は五歳位、弟は乳児、下の二人の弟はまだ生まれていなかった。原告サラスは、一九四一年、人より遅れて一三歳のころ小学校に入学し、半年ほど通った。原告サラスは勉強を好み、すぐに読み書きを覚えた。しかし、日本軍の上陸の前に学校は全て閉鎖されてしまったため、原告サラスは、その後は妹たちの世話など家の手伝いをしていった。

学校が閉鎖されて数ヶ月経った一九四二年夏のある日、三人の日本兵と一人のフィリピン人の男が原告サラスの家に来てきた。日本兵は、軍服を着て戦闘帽をかぶり銃剣を持っていた。フィリピン人の男は初めて見る人だったが、普通の服装をしており、通訳であった。原告サラスの家には、その時原告サラスと両親、幼い妹と弟がおり、原告サラスは、家族の昼食のためにサツマイモを料理していた。日本兵らは、「誰かいなか。」と言いながら一列に入ってきた。そして、原告サラスを見つけると、「ダラガ、ダラガ。（若い未婚の娘の意）」と叫び、日本兵のうちの一人が原告サラスの腕を掴んで引っ張ろうとした。原告サラスは必死に両親の方へ逃げようとしたが、右日本兵は原告サラスの父親の胸のあたりを強く蹴りつけた。その時の怪我のため、原告サラスの父親は歩けなくなってしまった。他の二人の日本兵は、銃剣を突き付けて原告サラスの父親を脅したため、父親はもう何も抵抗できなかった。原告サラスの母親は、妹らを抱き寄せて泣いていた。日本兵は、抵抗する原告サラスを引かずるようにして、家から一キロメートル程離れたエマニュエル病院まで連れていった。その間原告サラスは大声で泣いていたが、周囲の人たちは日本兵を恐れて何もできなかった。

その当時、エマニユエル病院は日本軍の駐屯地になっていた。原告サラスが連れていかれたのは、病院のそばに数軒あった家の一つで、一階建てのセメントの家だった。三人の日本兵は、原告サラスをその家に連れ込むと、抵抗する原告サラスの服を引き裂き、ベッドに寝かせた。一人の兵士が原告サラスの手を押さえつけ、もう一人の兵士が原告サラスの足を開き、押さえつけた。そして、三人で代わる代わる原告サラスを強姦した。原告サラスはこの間ずっと泣いていた。この時同原告はまだ初潮も迎えていなかった。

原告サラスは、その時からずっとその部屋に閉じ込められ、一步も外へ出ることはできなかった。三人の兵士らは、毎口のようにやってきて原告サラスを強姦した。日本兵は、コンドームは使わなかったが、強姦する前には入浴をしていた。部屋にはテーブルと机、ベッドが一つあり、バスもあった。原告サラスには、この三人の日本兵がどのような軍人かは判らなかったが、彼らはいつもよい服を着ており、胸には三つの星「X」のようなバッジを付け、長い刀を腰に下げていた。原告サラスは、通訳の

フィリピン人から、彼らの名前はハシモトさん、スギタさん、ベカイさんだと聞いた。彼ら日本兵も、原告サラスにそう名乗っていた。

原告サラスは、家族に会いたくて、日本兵がいない時にはずっと泣いていた。食事は通訳のフィリピン人が日本食のようなものを運んできてくれた。原告サラスは、日本兵から金員は全くもらっていない。

一年位経ったころ、病院が爆撃を受け、原告サラスも背中にひどいケガを負い、意識を失った。気がつくと、原告サラスは病院からロハス通りをはさんだ向いの家に移され、そこで日本人の軍医に治療してもらっていた。その家でも前の家と同じような生活が一年ほど続いた。

一九四四年、日本軍はロハス市を撤退してイロイロ市に向かうことになった。三人の日本兵は、原告サラスと一緒に来るよう命令した。原告サラスは、家族のいるロハス市を離れたくなかったが、日本兵らは許してくれなかった。そこで、原告サラスは「それならば家族も一緒に連れていかせて欲しい。」と頼み、許してもらった。原告

サラスが日本兵に連行されて以来二年間ずっと連絡できなかったので、原告サラスの家族は非常に驚いたが、日本兵が一緒だったので何も言うことができなかった。原告サラスが連行された時の怪我以来動けなくなっている父親を除き、他の家族は原告サラスと一緒にイロイロ市へ移ることになった。ロハスからイロイロへの移動は、ハシケのような船で、エンジンのついた先頭の船に引っ張られていった。しかし、イロイロ市もロハスと同様に爆撃で混乱していたので、日本兵は原告サラスらを捨ててどこかへ逃げていき、原告サラス家族は取り残された。原告サラスらは、座礁した船に避難し、爆撃が止むまで数日間そこに隠れていた。その間原告サラスらは何も食べることができなかった。その後、原告サラスらは何日もかけて歩いてロハスに戻ったが、途中で餓死しなかったのが不思議なほどだった。

原告サラスは、戦後、知事の家などで家政婦などをし、病気になった母親に代わって家計を支えてきた。知事の家は、原告サラスが閉じ込められていた家のすぐ近くだったため、原告サラスは「慰安婦」としてのつらい日々が常に思い出されたが、家族

のために我慢して働いた。

一九七〇年、原告サラスは映画館の会計をしていた現在の夫と結婚した。原告サラスの夫は再婚で、前妻との間の子供が原告サラスらの生活を援助してくれている。原告サラスと夫との間には子供がいない。原告サラスは、戦争中の「慰安婦」としての生活のため子供が産めない身体になってしまっていた。そのことが判った時、原告サラスは夫に過去の辛い体験を話した。原告サラスは夫が理解してくれるものと思っていたが、夫はそれまで黙っていたことを責め、そのことでしばしば原告サラス夫婦は口論になった。このため、原告サラスは一層苦しい思いをした。

原告サラスは、昨年ラジオで「慰安婦」のインタビューを聞き、自分の体験と同じだと思い、名乗り出ることにした。原告サラスは、失われた名誉を回復し、夫に理解してもらうためにも、名乗り出ることが必要だと思ったのである。

原告ロザリオ・チャリング・ノプエト（以下「原告ノプエト」という。）は、一九二七年一月一七日、父バシフィッコ・パウルマ、母クラウディア・セボウの間にイロイロ州ミアグーアオの町で生まれた。原告ノプエトの兄弟は、男三人、女四人の七人であった。原告ノプエトの父は、第一次世界大戦当時兵士であり、第二次世界大戦が始まった当時は、退役軍人として恩給を支給されていた。

原告ノプエトは、第二次世界大戦が始まった当時独身だったが、一九四二年ころ、夫ノプエトと結婚し、ミアグーアオの町のインガビトンで生活していた。

一九四四年三月ころ、原告の夫ノプエトはゲリラと接触し、軍事教練を受けておりインガビトンの家には居なかった。原告ノプエトは、両親や姉、叔母らと一緒に生活しており、妊娠一か月の身体だった。

日本軍は、その頃、小さな僻地の村々に侵入してきた。そして、日本軍は、インガビトンの丘に原告ノプエトの家族らフィリピン人五〇人位を集め、フィリピン人の手を後手に縛り、原告ノプエトの父や姉ら五〇人位の人々の首を日本刀で切り落として

殺した。

日本軍は、カロンブヤンにいく途中、さらに女性を何人が殺した。そして、日本軍は、カロンブヤンにあるフィリピン軍のモンドロイという少佐の家に女性や子供を連れ込み、家に火を付け燃やした。しかし、原告ノプエトは、その家の中には居らず助かった。日本軍兵士は、原告ノプエトをミングーアオの町の中の日本軍の駐屯地に連れていった。

日本兵は、カマリグと呼ばれる竹などで作られた小さな小屋に原告ノプエトを連れ込んだ。その小屋は、三、四畳位のごく小さな小屋であり、窓もなかった。原告ノプエトは、小屋の中で三人の日本兵から次々に強姦された。

日本軍の駐屯地には、他にもカマリグと呼ばれる小屋があり、原告ノプエトの他にもフィリピン人がいたと思われる。

原告ノプエトは、小さな小屋の中で、三人の日本兵から性的な虐待を約三か月間にわたって受けた。三人の兵士は、原告ノプエトを小屋の中に監禁し、一日三回の食事

を与えた。小屋の周りは常に監視されており、逃げることはできなかった。原告ノプエトは、水道やトイレを使用する時だけ小屋の外に出ることができたが、恐くて周囲の様子はあまり見なかった。

小屋の中にはベッドはなく、毛布さえなかった。原告ノプエトは、日本兵に捕まった際持っていた衣服を着用し、自分の服を枕にして寝ていた。日本兵は、三か月間の監禁中、原告ノプエトに衣服を与えることはしなかった。この間、原告ノプエトは、医者への検査を受けたことはなく、また、日本兵から金員をもらったこともなかった。原告ノプエトは、何もすることがなく、ただ三人の日本兵の相手をしていた。三人の日本兵は、朝することも昼くるとも夜くるともあった。そして、三人の兵士は、原告ノプエトに顔を覚えられるのを恐れたのか、原告ノプエトを強姦する時、いつも自分で目隠しをしていた。原告ノプエトは、英語はほとんど話せず、日本語も分からなかった。日本兵と会話をするといいことはなかった。原告ノプエトは、三か月間監禁されていた小屋のあったミアグーアオの町の日本軍の駐屯地を今でも案内することができるといふ。

アメリカ軍が攻撃する前の一九四四年六月ころ、日本軍は、駐屯地を放棄する前にフィリピン人四〇人位を駐屯地に集め、突然フィリピン人に襲いかかった。そして、日本兵は、四〇人位のフィリピン人の首を切り落として殺した。原告ノプエトも、日本兵により、日本刀で首の後ろを切られ負傷したが、幸運にも生き残ることができた。原告ノプエトの首には、この時の傷跡が今でも残っている。原告ノプエトのこの首の傷跡は、五〇年近く経った現在でも痛むので、同原告は時々マッサージをする。

日本兵が駐屯地から逃げた後、原告ノプエトは助けられ、夫の許に帰り、一九四四年一月に長女を出産した。原告ノプエトは、その後六人の子供をもうけた。原告ノプエトは、夫や長女らに三か月間の悲しい体験を話した。夫はすでに死亡しているが長女は生きている。タスク・フォースという団体（ガブリエラその他の女性団体が構成する調査委員会）が従軍慰安婦を捜していることは、最初原告ノプエトの長女がラジオで聞き知った。

三か月間日本軍の駐屯地の小屋に閉じ込められ、三人の日本兵の性的な相手をさせられたことは、原告ノプエトにとって一生忘れられない悲しい出来事である。

原告ノプエトは、現在、土曜日市場でパンを売って生活しているが、一〇個のパンを売って一ペソ（約五円）の稼ぎであり、税金を支払うほどの収入は得ていない。

六、原告フランシスカ・ナベサ・アウスタリ

原告フランシスカ・ナベサ・アウスタリ（以下「原告アウスタリ」という。）は一九二三年一月二日、ルソン島ラグーナ州サンタクルスで生まれた。九人兄弟姉妹の最年長のため、小学校は三年生まで通い、以後は母の手伝いに従事していた。

原告マウスタリが一八歳の時（一九四二年一月）、家から一キロメートルほど離れた川で他の女性らと洗濯をしていたところ、日本軍の協力者（マカピリ）がやってきて「日本人の所で洗濯婦の仕事をする」と給料が家に送られる。」と話していた。そして日本兵がそこに待っていると言われ、拒否できる雰囲気でないため、そのままつ

いていくと三人の日本兵が近くで待っていた。同原告はその日本兵のうちの一人は小太り丸顔だったことを覚えている。

そのとき川で洗濯をしていた他の女性四名も同じように日本軍駐屯地の建物に連れていかれた。その建物はある金持ちが所有している二階建ての大きな家で、その広場の横にはカトリック教会があった。到着してから五人のうち二人はまだ一二歳だったので、重くて大きな服を洗うには幼なすぎるとして返された。残った原告アウスタリらは慰安婦としての役割をさせられることになる。同原告らは一人ずつ小部屋に入れられ、そこへ下着姿になった日本兵がひっきりなしに入ってきた。すこしでも抵抗すると、足や腕に平手打ちを受け、同原告らは無抵抗の状態が強姦されることになった。平均して一晚五人の日本兵の相手をさせられた。

原告アウスタリは、昼は軍服などの洗濯、夜は慰安婦としての務めを、約一年間強いられることになった。この建物には常にマカピリが約一〇人位同居しており、見張りの役目をしていたため、同原告は自由に外出することができなかった。後で同原告

の母に聞いたところ一か月分だけは洗濯婦の報酬が家族に送られてきただけでその後は送金もなく、同原告自身も一切金員を受け取っていない。

一切自由行動ができなかったため、三人の女性はそれぞれ神経系統の病気になりした。原告アウスタリ自身もある日突然ものすごい出血がはじまり、サンタクロス病院へ運ばれ、子宮摘出の手術を受けた。しかも手術後に傷が悪化し、さらに辛い治療をうけなければならず、約一か月間入院した。そのため、同原告は家族のもとに戻されたが、同原告の受けた体験を家族が知り、全家族がこのことに苦しんだ。母はそのショックのため病に伏し、二年後に死亡した。

原告アウスタリは家に居たたまれなくなって、家を出て、ラグーナ州サンタロサの伯母のところに住み、洗濯や映画のエキストラの仕事に従事した。同原告は四〇歳の時結婚したが、同原告が子供を産めないため、夫は三年で離れていった。現在同原告はナヴォータスのタンゴスで親戚のサリサリストアを手伝って生計をたてているが、今は体力もなくなったため、故郷のラグーナ州に帰りたいと思っている。

この度、自らの体験を公開することについては、長い間ためらっていた。昔のことを思うと、肉体的精神的に受けた傷のため、呆然とすることもしばしばだった。原告アウスタリの兄弟姉妹のうち多くは反対した。しかし兄弟姉妹の子供たち、姪や甥たちは同原告を励ました。同原告もロラ・ロサ（本訴訟の原告で最初に名乗りを上げた原告ヘンソンのこと）の話しを新聞で読み、名乗り出た結果がどうなるうとも、勇気をもって自分の体験を明らかにすることにした。日本軍がどんなに一人の女性を悲惨な目にあわせたか、事実を知らせたいと思っている。

七、原告フリア・ポラス

原告フリア・ポラス（以下「原告ポラス」という。）は、一九二九年一月三十一日、ミンダナオ島ダバオ市サンタアナ・ストリートで生まれた。原告ポラスの父は農業に従事し、家族は、母のほか姉一人、妹一人、第一人の六人家族であった。

第二次世界大戦が始まったころは、一家はダバオ・デル・ノルテのタグンに住んで

いた。日本軍は、一九四一年一二月、ダバオを飛行機で爆撃した後上陸してきた。そして、アメリカ軍とササで闘い、その後はゲリラと山で闘っていた。日本軍は、初めのころは秩序があり、日本兵の中には笑いかける人もいたので、当時一二、三歳の原告ポラスは、警戒心もなく仲良くなった人もいた。日本兵は、原告ポラスに歌をいくつか教えてくれた。原告ポラスは、「見よ東海の空あけて」「朝だ朝だよ」「トントントンガラリと隣り組」などの歌は今でも歌える。プランテーションをしていた日本兵は、原告ポラスに通行証明書をくれたりした。

しかし、一九四四年一月ころより、日本軍の敗色が濃くなったからか、日本兵の乱暴が目立つようになった。原告ポラスは、日本兵に捕まり川に投げ込まれたりした男女の死体を見ている。その後、原告ポラスは日本兵が恐くなり、日本兵を見ると逃げたり隠れたりするようになった。

ある日の昼ころ、原告ポラスが両親と姉とで料理をしている最中、姉が、家に近づくカモフラージュをした草が揺れているのを見つけ、「彼らがきたから逃げて。」と

大声で叫んで逃げ出した。原告ポラスも続いて逃げたが、追い掛けられ捕まった。その時、原告ポラスは木の株につまづき、左足のふくらはぎに大きな傷を負い、左足の親指の爪をはがした。その日本兵は、原告ポラスを殴り、銃をこめかみに当て、さらに髪の毛を掴んでひきずり、トラックに乗せた。そのトラックには大勢の日本兵が乗っており、原告ポラスは、彼らと一緒にイシン（現在のカルメン）という、家から一五キロ位離れた川のそばの町に連れていかれた。

そして、原告ポラスは、イシンの町の道路の下に作られた防空壕のトンネルの中に入れられた。そこは、かなり広い地下の部屋になっており、三〇人以上が入れる所で夜は一五以上の折りたたみベッドが敷かれるほどの広さだった。奥には、カン詰めや箱などが積み重ねられていた。右トンネルには、原告ポラスより先に二人のフィリピン人女性が入れられていた。その二人は、原告ポラスより少し年上の一六、七歳であったが、話をするには禁じられ、目を合わせても怒られた。

原告ポラスは、そこで四人以上の日本兵から次々と強姦された。原告ポラスは、抵

抗しようとしたが蹴られ、叫ぶと平手打ちを受けた。その時もそうだったが、日本兵は、原告ポラスを強姦する時はいつも懐中電灯を同原告の顔に当てた。原告ポラスは、暗い中で顔に光を当てられたため、相手の顔は見る事ができなかった。その日以後、原告ポラスは、他の二人の女性と一緒に、毎日のようにそのトンネルの中で日本兵に強姦され続けた。

そのトンネルの中にいる間、原告ポラスは特に日本兵と知り合いになることはなかったが、森という名前はよく聞いていた。森がトンネルに入り、原告ポラスを強姦しようとする時は、「森さんがきた。」と言って他の日本兵は場所を開け、御辞儀をした。原告ポラスは、右森という軍人にも抵抗したため蹴られたことがある。森は、トンネルに入るといつも原告ポラスを相手にした。森は、その部隊の中で最も地位が高く、トンネルの中で日本兵を整列させ、外へパトロールに出ていたりしていた。大半の日本兵がトンネルから外へ出ても、いつも見張りの日本兵が残っていた。そして、原告ポラスら三人の女性が話をしないように、また、逃げないようにいつも注意を払

っていた。原告ポラスらは、トンネルの中で洗濯や掃除をさせられたが、食事は外のフィリピン人が作って運び入れていた。原告ポラスらは、そのフィリピン人とも会話はできなかった。

このトンネルに寝泊まりする部隊は時々変わったが、原告ポラスらはいつも全く無視されていた。原告ポラスは、一度偶然日本兵と顔を見合わせたことがあるが、その時、その日本兵は指で原告ポラスに目つぶしをした。原告ポラスは、失明には至らなかったが、それ以後は日本兵と顔を合わせないようにし、また、日本兵の動きに関心を持たないようにつもうつむき加減にしていた。日本兵はあごひげがある兵が多かった。日本兵の間では笑い声が出ることがあったが、原告ポラスらが笑うことはなかった。日本兵は、毎晩のように原告ポラスらを強姦し、時には昼食後も強姦した。

トンネルの中での生活は八か月にも及んだ。その間、一度も外へ出ず、陽に当たることもなかった。原告ポラスらは青白くなり、やせこけてしまった。原告ポラスは、最初に怪我をした足も薬をつけてもらえず、痛みは長く続いた。原告ポラスは、

初潮直後だったので、日本兵に強姦される毎に苦痛で、もし毒薬があれば自殺したいくらいであった。暗いトンネルの中での生活はいつも恐く、胃が痛んだ。原告ポラスには、現在もその時の後遺症があり、不眠症が続き、神経症になり、神経質になると血を吐くことさえある。

原告ポラスらが解放されたのは、一九四五年七月ころだった。ササにある米軍に対し、ある日日本軍が降伏した。急に見張りがいなくなったので、原告ポラスらは外へ出て逃げ出した。原告ポラスら三人は、また捕まらないように、タオル一枚巻いただけの姿で走って逃げた。原告ポラスは、やっとピンクガンの自宅に戻ったが、両親はおらず、近所のイスラム教徒の知り合いに、両親はプサオンにいと聞いた。そして、母親が原告ポラスを迎えにきた。原告ポラスは母親に、「もう処女ではない。」と話したが、母親は詳しくは聞かなかった。

原告ポラスは、一九四七年にダバオ市で結婚し、男五人、女五人の合計一〇人の子供を儲けた。夫は木材会社に勤めていたが、一九七五年に退職した。その後は、原告

ポラスが中心になって美容室や洋服屋をし、一九八二年からはケンソン市にきて小さな雑貨屋をしている。

一九九二年九月一八日、ロラ・ロサ（原告ヘンソン）の話が新聞に大きく出た。原告ポラスの夫は、同原告に慰安婦の話をした。原告ポラスは、その時は「そんなのはうそだ。」と答えたが、同原告の夫は「いや本当のことだ。」と同原告に新聞を読んでもくれた。原告ポラスは、夫に対し、「怒るかも知れないが……」と自分の体験を話した。原告ポラスの夫は、「処女でないことは知っていたが……」と言いながらとても驚いたようだった。原告ポラスの夫も、その後事実を知った子供らも、「もしお母さんが生き延びなかったら、私達はいないのだから。」と言って、原告ポラスが苦難を生き抜いたことに感謝すると言った。

原告ポラスが裁判に加わるのは、実際に起こった出来事について正義を実現して欲しいからである。

八、原告サビーナ・ヴィリエガス

原告サビーナ・ヴィリエガス（以下「原告ヴィリエガス」という。）は、一九二五年八月二九日、パンパンガ州のイログ・カワヤン・アラヤトで生まれた。しかし、納税証明書では間違っって一九二九年生まれとなっている。原告ヴィリエガスの家族は父母と七人の兄弟で、同原告は六番目の子供である。原告ヴィリエガスの父親は川漁師をしていたが、副業としてマットの原料のブリという植物を栽培しており、家族全員が漁業も副業も手伝っていた。また、原告ヴィリエガスの家族は、稲の収穫時には刈り取りの仕事をしており、米を報酬としてもらっていた。原告ヴィリエガスの家族の生活は、豊かではなかったが、非常に貧しいというほどでもなかった。

一九四二年三月後半のある日の朝、日本軍が隣町のマガランという場所から山裾を廻ってやってきた。当時は、米の収穫は一月から三月にかけて行われたが、その収穫はすでに終わっていた時期だった。原告ヴィリエガスは当時一六歳であった。日本兵は、「ドロボー、ドロボー。」と言って村に入ってきた。日本軍は、村の食料を略

奪し、男性は全員縛られて連れていかれ殺された。日本軍は、女性を捕まえにきた。日本兵は大勢おり、日本軍の部隊の名称は分らない。村には当時約三〇の世帯があった。日本軍は、村の家々を焼き払い、逃げられなかった子供達は母親と共に日本軍に連れていかれた。

原告ヴィリエガスの家に五人の日本兵が入ってきた時、家には父親、姉、母親、妹と同原告がいた。三人の日本兵が、姉のバジーニヤと原告ヴィリエガスの二人を連れていこうとした。また、二人の兵士が母親と妹も連れていこうとした。隠れようとしていた原告ヴィリエガスの父親は叫び声を聞いて出てきて、「なぜ連れていくのか。」と聞いた。家のすぐ下の所で、日本兵は銃で原告ヴィリエガスの父親を射殺した。

約四〇人の女性が捕まって日本兵に連れていかれた。その中で、若いこと、未婚であること、子供がないことなどの基準で一〇人が選ばれて林に連れていかれ、その余の約三〇人はすぐにマガランに連れていかれた。日本兵は多数おり、トラックもきていた。原告ヴィリエガスと姉は徒歩で林に連れていかれた。同原告は同村なので他の

八人の女性全員を知っていた。そのうち現在も名前を思い出せるのはイラン、マティルデ、シマンの三人である。しかし、戦後は右のうちの誰にも会っていないので、いずれも死亡したのではないかと思われる。

その晩、連れていかれた林の中で、原告ヴィリエガスと姉は二人の日本兵に強姦された。場所は屋外であった。原告ヴィリエガスは、その二人の兵士の名前や特徴は覚えていない。原告ヴィリエガスは、最初に強姦された時に意識を失った。他の八人の女性もこの時強姦されたと思われる。

翌朝、原告ヴィリエガスらは、トラックでマガランの日本軍の駐屯地に連れていかれた。原告ヴィリエガスはショックを受け、正常にものを数えることができないほどだった。日本軍は、マガランの町役場を占拠し、その後ろにテントを張り、有刺鉄線で囲み、駐屯地としていた。テントの数は四〇位であった。右駐屯地にいた日本兵の数は一〇〇人を超えていたが、正確な数は分らない。

女性は二、三人ずつテントに入れられた。原告ヴィリエガスは姉と同じテントに入られた。そのテントには五人の兵士がいた。原告ヴィリエガスらは、毎日夕食後午後九時ころから交代で強姦された。夜は眠り込んでしまうので、五人全員だったかどうかも分らない。原告ヴィリエガスらは、昼間強姦されたこともあるし、テントの五人以外の者に強姦されたこともある。原告ヴィリエガスは、姉の泣き声で意識を取り戻し二人で抱き合って泣いたこともある。

日本兵の所属部隊、指揮官や氏名は分らなかった。日本兵は互いに名前を呼ばなかったし、名札はあったが原告ヴィリエガスには読むことができなかった。原告ヴィリエガスらを最初に強姦した日本兵がその五人の中にいたかどうか不明である。五人の兵士は銃を持っていたが軍刀は持っていなかった。将校はいなかったと思われる。仲間の日本兵が外へ出ていった時には、他の日本兵がテントにおり、原告ヴィリエガスらはテントから出ることは許されなかった。時が経つにつれて短時間テントを出ることができるようになったが、駐屯地からは出られなかった。原告ヴィリエガスは、日本兵から金員をもらったことはない。食事は炊事兵が準備していたが、量は少

なかった。

朝食はコーヒーのみだった。原告ヴィリエガスらは、座っているだけで何もすることがなく、姉妹で泣きながら、日本兵が冗談を言いながら話すのを見ていた。原告ヴィリエガスは、二週間に一度水浴ができた。また、炊事や洗濯をしると言われたことはなかった。トイレはテントの外のすぐそばにあった。原告ヴィリエガスが、性交を強要されて拒んだりいやだと言ったりすると、日本兵は殴る打つなどの暴行を加えた。

四月の末、原告ヴィリエガスと姉は二人ともマラリヤにかかった。悪寒があり、高熱もあり、体重が減った。これを見た年配のマカピリが薬で治療すべきだと言ったので、原告ヴィリエガスと姉は、五月にマカピリに先導されて門から出ることができた。

原告ヴィリエガス姉妹は、三月から五月まで約三か月間監禁されていたことになる。

原告ヴィリエガス姉妹は、外に出ると、駐屯地の外の人から金員をもらい、カクツダという村にいる叔父の家に行った。原告ヴィリエガスの母親と妹は三〇人のグループの中にいたが、マガランで解放されて叔父の家に行った。原告ヴィリエガスらは、そ

こで母親と妹に再会できた。

原告ヴィリエガスは、三か月間叔父の家で暮らした後サンマテロに移り、さらに現在同原告が住んでいるサン・アガスティンに移った。原告ヴィリエガスは、一九四四年ころサンマテオで結婚した。当時は戦争中だったので、正式な結婚式は挙げていない。原告ヴィリエガスの夫は、政府の臨時雇いで森林業をしていたが、一九八八年に引退し、現在は息子のベルナルドが原告ヴィリエガス夫婦を養っている。ベルナルドは建設業の助手だが、定期的な収入がある訳ではない。非常に生活は困難だが、その場合には他の子供に頼っている。現在は、原告ヴィリエガス夫婦とベルナルドの三人暮らしである。

原告ヴィリエガスが従軍慰安婦として名乗り出たのは、ロラ・ロサ（原告ヘンソン）のテレビを見て昔のことを思い出したからである。原告ヴィリエガスは、最初は黙っていたが、その後は躊躇することなく名乗り出た。原告ヴィリエガスの子供らは、「本当に起きた出来事か？」と尋ねたり、元気づけたりしてくれている。

九、原告ロシータ・パカルド・ナシーノ

原告ロシータ・パカルド・ナシーノ（以下「原告ナシーノ」という。）は、一九二八年三月二七日、イロイロ州のバダットで生まれた。原告ナシーノの父アポロニオ・パカルドは一九四三年飢えのため死亡し、母ダルマシア・イグナシオは一九四二年に心臓発作で死亡している。原告ナシーノの兄弟は四人で、同原告は二番目である。原告ナシーノの父は農業をしており、母親は家の仕事をしていた。原告ナシーノがパラスの中学二年生までいったころ（当時一二歳）、同原告の一番上の姉がイロイロの大学にいていたので、同原告はその姉の世話をするために姉の近くに引っ越した。そして、原告ナシーノは、姉の世話のほかに、キャンディーを作っていたアラング工場でも働いていた。

一九四四年の収穫期（七月から九月ころの間）、原告ナシーノは祖母のいたエスタシアに戻り一人で生活しようとしたが、その途中日本兵に捕まった。原告ナシーノの祖母の家から歩いて二〇分位の所に日本軍の駐屯地があった。原告ナシーノが祖母の家に向かって歩いている時、五人の日本兵が同原告を捕まえたのである。その中の一人は、「タカシ」と呼ばれていた軍曹であった。原告ナシーノが連れていかれる所を、たまたま同原告の友人ルース・デラクルスが見ていた。

原告ナシーノが連れていかれた所は、エスタンシアの製氷工場で、日本軍はそこを駐屯地として使っていた。原告ナシーノは、その中の小さな部屋に入れられ、タカシという日本兵から服を脱ぐよう指示された。原告ナシーノがじっとしていると、タカシは銃剣で同原告の太股を刺した。原告ナシーノは、言う通りにしないと殺されると思い、抵抗せずタカシに強姦された。原告ナシーノがタカシに強姦されている間、他の四人の日本兵は部屋の外に出ていた。タカシの強姦が終わると、今度はタカシより年上のタケモトという将校が原告ナシーノを強姦した。原告ナシーノは、その後別の部屋に連れていかれ、他の日本兵に次々と強姦された。タケモトは、その時近くに立って見ていた。

原告ナシーノは、その部屋に一月ほど閉じ込められていた。日本兵は、原告ナシ

1ノが入れられていた部屋の二階に寝泊まりしており、一階の五部屋には、同原告と同じように、フィリピンの若い女性が各部屋二、三人（全部で一五人位）入れられていた。原告ナシーノのいた部屋にも他に女性が一人いたが、この女性はしばらくしていなくなった。廊下には見張りの男が一人立っており、やってきた兵士にどの部屋に入るかを指示していた。原告ナシーノは、何度か逃げようと思ったが、周りはコンクリートの壁で、窓は小さくとても逃げ出すことはできなかった。

女性らは、交替で日本兵のために食事を作る手伝いをしたり、服の洗濯や部屋の掃除をさせられた。当番の日は朝四時に起こされ、朝食を作る手伝いをさせられ、午前中は部屋の掃除をさせられた。日本兵は、当番でない女性の所には朝から強姦しにきた。日本兵は当番の女性が仕事が終わって部屋に戻ると強姦しにきた。原告ナシーノらは、兵士らが寝静まるまで強姦された。日本兵は、言葉が通じないため原告ナシーノに話しかけることはなく、部屋に入るなり強姦し、終わると出ていった。そのとき日本兵から金品を貰ったことはない。

原告ナシーノは、当時は、生きて帰れるとは思えず、毎日のように神に祈っていた。一九四四年ころ、アメリカ軍の船がきて爆撃を始めたため、日本兵は逃げはじめ、原告ナシーノも解放された。

原告ナシーノにとって、監禁、強姦された一か月ほどは今も忘れることはできず、テレビでロラ・ロサ（原告ヘンソン）が名乗り出るように呼かけているのを見て、名乗り出る決意をした。

一〇、原告ハニタ・ハモット

原告ハニタ・ハモット（以下「原告ハモット」という。）は、一九二四年一月一日、サマル島のカルバヨグ市で生まれた。原告ハモットの父親は貧しい漁師で、原告ハモットは七人兄弟の一番上で、下に三人の弟と三人の妹がいた。原告ハモットの家は貧しかったので、原告ハモットは学校へは行けず、小さい時から薪拾いなどをして市場で売るなど家の仕事の手伝いをしていた。

原告モハットは、一九三六年、一二歳の時マニラに出て家政婦の仕事をしたが、同原告をマニラに連れてきた船長が同原告を愛人にしたかったので、同原告は身の危険を感じて二か月でそこを辞めた。原告ハモットは、その後いろいろな家の家政婦をし、一九四三年になってディヴィソリアにあるパン店で働くことになった。右店の主人は、原告ハモットに親切な二五歳の中国人だった。働き始めてしばらくすると、ホセという名のその主人は原告ハモットにプロポーズした。二人は結婚してマニラ市北方郊外のカローカン市グレース・パークにある新婚用アパートに住むことになった。原告ハモットの夫は背が高く、優しく料理も作ってくれた。

このような幸せな結婚生活から五か月後の一九四四年一〇月ごろのある日、突然一五人位の日本兵がトラックに乗って原告ハモットの住むアパートにやってきた。日本兵は、そのアパートに住む全ての男たちを捕まえてトラックに乗せ連行した。原告ハモットの夫と、その時一緒に住んでいた同原告の弟トーマスも日本軍に連行された。それが、原告ハモットが夫と弟を見た最後だった。そして、残った五人の日本兵は女性を集めた。その日本兵のうち、上官らしい白い襟の服にサーベルを下げた軍人が、

原告ハモットをアパートのそばの草のおい茂る田圃の中に連れ出し、強姦した。そこは、他の五人の女性たちからも見える所だったが、日本兵が立っていたため何もできなかった。原告ハモットは、危害を加えないよう頼んだが、日本兵は同女を殴り、日本刀を抜いて脅したので、それ以上抵抗できなかった。その時原告ハモットは妊娠二か月であった。

その後、右アパートの六人の女性（二〇代から三〇代）は、戻ってきたトラックに乗せられ、そこからそれほど遠くないピノンドのオラカというビルに連れていかれた。原告ハモットはその間ずっと泣いていた。一緒に女性の中にも泣いている人がいた。

このオラカビルは、鉄筋三階建の大きなビルで、日本軍がくる前はキャンディー工場であり、現在は印刷工場になっている。当時、右ビルは日本軍の駐屯所になっていた。原告ハモットが右ビルの一階に入れられた時、そこには一〇人ほどのフィリピン人女性がいた。原告ハモットは、その中にピニングという近所の女性もいることが分った。

そのビルに着いた時はすでに夜になっており、疲れていた原告ハモットはすぐにも眠りたかった。しかし、夜一〇時ころ一人の日本兵が入ってきて、原告ハモットの腕を掴み、隣の小部屋に連れ込んだ。その日本兵は、原告ハモットが泣いているのもかまわず、服を脱がせ、自分も服を脱いで、原告ハモットの身体中にキスして乗りかかってきた。その日本兵は、強姦が終わった後すぐ服を着て外へ出ていった。その後、監視役の日本兵が原告ハモットをバスルームに連れていき、洗うよう言った。同原告は、不潔感で一杯だったので、熱い湯できれいにし、大部屋のベッドに戻った。ところが、また他の日本兵がきて原告ハモットを連れ出したので、同原告は泣いた。原告ハモットは、三番目の日本兵がきた時、「これで終わりか？」と聞いたが、その夜は全部で五人の日本兵が同原告を強姦した。原告ハモットの知り合いのピンングも泣いていた。他の女性らも同じような苦痛を受けていたのである。原告ハモットは、自らになされた仕打ちを信じられずに、ただ泣くだけだった。

翌朝、監視役の日本兵が原告ハモットらを起こし、風呂に入るよう指示した。大きなバスルームで、原告ハモットはピンングらと、「この境遇を受け入れるしかない。ただ神にこの試練を耐えられるよう祈るだけだ。」と話した。

二階には、四、五〇人ほどの日本兵がいたが、いつも周りには歩哨が立ち、原告ハモットらは外へは出られなかった。窓から外を見ると、時々ビルの前で日本兵が整列し、行進などの訓練をしていた。原告ハモットら一五、六人の女性は、日本兵の軍服などの洗濯や掃除、食事の世話をさせられた。最初に、日本兵は身振り手振りで「互いに話をするな。」と原告ハモットらに指示した。日本兵は、入口や外から原告ハモットらを監視して銃を向けていたが、時にはその目を盗んで小声で話すこともできた。原告ハモットらは、日本兵と同じ物を食べていた。

日本兵は、時には昼間から、たいていは夕食後一階の女性の部屋に入ってきて、原告ハモットらの腕を掴み、隣にある小部屋に連れ込んで強姦した。その小部屋は階段の下にあり、中に小さなベッドがあった。そのような部屋は一つしかなかったため、時には大部屋の中で強姦することもあった。原告ハモットらは、最初の頃は五人位で

一日に三、四人の相手をさせられた。日本兵は、飢えていたのか、いつも一五分位で終わったが、小部屋に連れていかれた時は夜から朝までのこともあった。多くの日本兵が出入りしていたので、原告ハモットには特に記憶に残る兵士はいないし、名前も覚えていない。日本兵は、コンドームを付けることもなく、金員をくれることもなかった。時々原告ハモットは抵抗して、ひどく殴られることもあった。そのような生活は三週間続いた。

ある日、アメリカ軍の爆撃があり、原告ハモットらは初めてオラカビルから外へ連れ出され、近くのイントラムロス（スペイン時代からの城壁都市）の中のサンチャゴ監獄へ連れていかれた。そこには多くの日本兵がいて、原告ハモットは、その中でも最低一〇人の日本兵に強姦された。

そこも爆撃が激しくなったので、原告ハモットらは次に教会へ連れていかれた。その教会は、サンオーグステイン教会という大きな古い教会で、原告ハモットらが到着した時には、すでに多くのフィリピン人で一杯だった。フィリピン人は、日本軍に捕

まった男たちや慰安婦にさせられた女性らであった。そこでは、重武装した日本兵がドアをかためていた。原告ハモットは、何か起こると思ひ群衆の真中の方へ移動した。ピンングはどこにいるか分らなかった。すると、突然銃の連射音が響き、フィリピン人が次々と倒れた。原告ハモットはすぐ床に身を横たえ、同原告の上に多くの人が重なり倒れてきた。原告ハモットの身体は血で染まり、人々の泣き声と叫び声が聞こえた。教会の中にはまだ日本兵がいたので、原告ハモットはしばらくじっとしていた。そしてあたりは静かになり、人々の助けを求める声だけが聞こえ、何人かが立ち上がって傷ついた人を助けようとしていた。原告ハモットは、五人位の人と一緒に教会の外へ出て逃げたが、その間に流産したように出血があった。そして、大きな壁の後ろに隠れていると、アメリカ兵がやってきて原告ハモットをトラックに乗せ、ドイツソリアの避難所へ連れていき、食事をさせてくれた。原告ハモットは助かったと感じ神に感謝した。後で聞くと、合計一四一人のフィリピン人が虐殺され、生き残ったのは六、七人だったとのことである。原告ハモットがその一人になれたのはまさし

く奇跡であった。

戦後、原告ハモットは一人で家政婦として働き、一度生活のために再婚したが、夫は乱暴な人だったので別れた。原告ハモットはもう結婚するつもりにはならず、男性を好きになることもなかった。原告ハモットは、夫を連れ去られたり、日本兵に強姦されたり、大虐殺の出来事や子供を流産したことなどあまりに重い過去の記憶が甦ってきて、正常な人間関係を持てなくなってしまった。

昨年、原告ハモットは、ロラ・ロサ（原告ヘンソン）とタスク・フォース（従軍慰安婦の調査委員会）の励ましで、五〇年間胸にしまい続けていた重荷を降ろせると思い、名乗り出た。原告ハモットは、ロラ・ロサとともに運動を行いたいと考えている。そして、何よりも、日本軍によって破壊された名誉を回復して欲しいと願っている。

一一、原告マリア・フェ・サンティリアン

原告マリア・フェ・サンティリアン（以下「原告サンティリアン」という。）は一

九二三年三月三〇日、リンガエン州ドゥマンドンで生まれた。父はビクトール・サンティリアン、母はカンディダ・ヤブットで、父は三歳のとき死亡し、母は継父フィナルド・デラクルスと再婚した。兄弟は同原告の他に四人いたが、皆死亡した。

原告サンティリアンは、リンガエンで小学校を卒業したが、一九三五年（一七歳）のころ、マニラのアスカラガに引っ越した。アスカラガでは、「アローマ」という屋号で食堂を經營し原告サンティリアンも店に出て父の仕事を手伝っていた。店はテーブルが一〇個と、他にカウンターもあり、同原告家族は二階に住んでいた。

一九四二年八月ころ、日本兵が原告サンティリアンの食堂に昼食を食べにくるようになった。トラックでくる兵士もあれば、ジープでくる兵士、歩いてくる兵士もあった。店から一〇〇メートルくらいのところに以前写真館だった建物があり、そこを日本軍が本部に使っていたので、そこにいる日本兵がよくきていたと思われる。その建物はちょうどツツパン駅の前にあった。

客である日本兵はちゃんと食事代を支払うこともあるが、多くは支払わなかった。

「支払ってもらいたい。」と言うとたたかれたこともあった

一九四二年一二月ころ、日本軍の将校が店にきて料理を注文せず、いきなり原告サンティリアンに近づき、英語で「自分はサクマという。私のところにきて料理を作れ。」と言った。原告サンティリアンは、母の手伝いをしないといけないので断った。するとサクマは「コラ」といって同原告の肩をつかんで椅子に座らせ、再びくるように命令したが、それでも原告は断った。同原告が日本将校から脅されているのを見て母が傍にきた。同原告は、母に事情を説明するとともにサクマに「母は連れていかないよう」頼んだ。するとサクマは怒って同原告の腕を引っ張り、むりやり連れていくとした。母は反対の手を引っ張って引き止めようとしたが、サクマは母を足で蹴った。

そこで原告サンティリアンは「こうなったら私がいくしかない」と覚悟し、母に抵抗をやめるように言って、サクマに連れられて店を出た。

原告サンティリアンは、そのまま日本軍の本部となっている写真館に連れていかれた。そのとき店には日本兵の客が数人食事をしてしたが、見ていただけで、助けくれようとはしなかった。

原告サンティリアンは午後二時ころ写真館の台所に連れていかれた。サクマは「料理を作れ」というので抵抗したら殺されると思い、そこにあった材料を使ってモンゴ豆の料理やトクア（厚あげのようなもの）を作った。

その夜、原告サンティリアンは別の部屋に連れていかれた。そこには、他のフィリピン女性がいた。名前はコーラとデイジーと言った。

そしてサクマは原告サンティリアンに近づき強姦しようとしたが、同原告が抵抗したので、靴のまま同原告の胸を思いきり蹴飛ばした。そして服を引き裂き強姦した。そのあと数人の日本兵にも強姦され、そのような日が一か月間続いた。同じ部屋にいれられていたコーラとデイジーも同じ部屋の別のベッドで他の日本兵から強姦されていた。

その後当初蹴られた胸が余りに痛そうなのを見て、日本兵が原告サンティリアンを

病院に連れていった。同原告はそこで診察を受けたあと、喉を切り開く手術を受け一か月ほど入院した。退院後三か月は皿洗いなどをさせられただけであったが、元気を回復したところに再びサクマが強姦を始めた。一週間に二回から三回の割合であった。外にはマカピリの男が見張りに立っており、台所で料理を作っているところもずっと見張られていた。

一九四四年七月ころの夜、部屋の外から口笛が聞こえ、外を見ると抗日ゲリラをしていた従兄弟だった。それから数日後、原告サンティリアンは、従兄弟から貰ったロップを伝わって逃げ出すことができた。

日本兵から蹴られた胸は今も痛みが残っており、その痛みは同原告に心の傷を毎日のように思い出させる。

原告サンティリアンは、同じ慰安婦をさせられていたロラ・ロサ（原告ヘンソン）がラジオで皆に呼びかけているのを聞き最初は戸惑いもあったが、犠牲者について正義が実現されなければならぬと思ひ名乗り出ることにした。

一一二、原告シンプリシア・マリラグ

原告シンプリシア・マリラグ（以下「原告マリラグ」という。）は、一九二五年二月一三日アリバイ州プランギで生まれた。父はボンファミオ・マリラグ、母はビクトリーナ・コンボである。

原告マリラグの父は、農園で働いていたが、同原告が一七歳のとき死亡し、母は同原告が一〇歳のときに死亡した。兄弟は同原告を入れて六人おり名前はホセ（男）クリサンタ（女）ベニト（男）エフレン（男）チョピロ（男）という。

原告マリラグは、プランギの小学校に通っていたが、一〇歳のとき母が死亡したので学校に行くのをやめ、それから弟らの世話をすることになった。

原告マリラグの家族は、その後一度マニラに引っ越したが、すぐに戻り、一九四一年一月再びマニラに引っ越した。その時、同原告は一六歳であった。

原告マリラグは、マニラのサンタ・エレナにある小さな仕立屋で装飾用のボタン付けの仕事をするようになり、その後タバコ工場で働いた。

一九四三年四月一六日ころ、忘れられない事件にまき込まれた。

そのころ、原告マリラグはリサール州ナルシアのサンパロック地区に妹と住んでいたが、その日は日曜日で近くにあったセント・トマス大学の中でミサがあるのでそれに参加する予定であった。

その日の朝九時ころ、バナナ六房を持ってセント・トマス大学近くにさしかかったとき、アメリカの子供らが近づいてきて、バナナをほしいと言った。それで、その子らに手に持っていたバナナを与えたところ、突然近くのアカシアの木の上あたりから銃が発砲され、原告マリラグの足元近くの地面に当たった。そしてしばらくしてその木の上から日本兵がおりてきて、両手で同原告の耳をささむように、思いきり平手でたたいた。そしてそのあと同原告を前に突き倒したので、同原告は路上の石にあごを打って気を失ってしまった。

気がついたときは原告マリラグは、その日本兵によって日本軍の車（白い車）に乗せられるところであった。そのとき、原告マリラグの耳や額から血が出ていた。近く

の路上には何人か目撃者がいたが、恐がって誰も助けてくれなかった。

車で一五分ほど乗せられたあと、プラザ・サンタクルス橋近くで降ろされた。その橋を渡ったところには、日本軍が食堂に使っていた建物があった。原告マリラグは車から降ろされたあと、その橋の柱にしばらくつけられ、そのまま夜一時ころまで放っておかれた。そしてそのあと、また日本兵がきて、原告を車にのせ、ツツバン駅から東へ少しいったところにあるグレゴリオ・デル・ピラール小学校に連れていった。そこは日本軍が接収して駐屯所として使用しており、一〇〇〇人位の日本兵がいた。

小学校に着くと、教室の中に入れられた。教室の中は厚い布でカーテンのように三つの区画に仕切られており、そこからは時折、若いフィリピン女性の泣き叫ぶ声が聞こえた。原告マリラグが入れた区画には、すみに折りたたみ式の木のベッドがあり、中央には机があった。その机は昼間将校が使っていた。

その区画に原告マリラグを入れたのは、フィリピン人の日本軍協力者マカピリの男であった。やがて日本軍の将校が入ってきて、他の日本兵に原告マリラグの服を脱が

させた。原告マリラグが裸で部屋のすみに立っていると、右将校は自分も服を脱いでベッドに原告マリラグを押しつけ、同原告を強姦した。右将校は大きな体格の男でひげも濃かった。額も広く、眼鏡も時々かけていた。

原告マリラグの服を脱がした日本兵はずっと部屋の中に立っていた。

そしてその後も週三、四回右将校が部屋に入ってきて原告マリラグを強姦した。同原告は多い時は一日三回も強姦されたが、外には見張りの兵士がいたので、逃げられなかった。いつ殺されるかも知れないと思い、毎日のように神に祈った。

日本軍は、原告マリラグをアメリカのスパイではないかと疑ったようであったがマニラ・クララルンパー・カンパニーという木材会社の日本人（同人は右将校の友人のようであった）がスパイでないと断言してくれたため疑いが晴れ、捕まって一か月ほどして原告マリラグは釈放された。

原告マリラグは監禁されている間服を着せてもらえないことが多かったため、体が弱くなり、咳き込むことが多くなった。

原告マリラグは、この体験を決して忘れることはできず、同じような体験を子供らにさせないために、この経験を告白することにしたものである。

一三、原告クリスティータ・アルコールバー

原告クリスティータ・アルコールバー（以下「原告アルコールバー」という。）は、一九二六年七月二六日、レイテ島タクロバン市サンホセで生まれた。原告アルコールバーの父親は仕事がなく、母親が洗濯などの仕事をし、同原告も小さいころから母親の手伝いをした。原告アルコールバーは長女で、弟が四人、妹が三人いた。

日本軍は、原告アルコールバーが一六歳の時、レイテ島のサンホセに駐屯地を作った。そして、ある日、日本軍は村人のほぼ全員を一箇所に集めて取り囲み、労働を命令した。そのころ、金や食料のある人は村から逃げてしまっていたが、残った原告アルコールバーらは、老人も男女も問わず連行された。原告アルコールバーの家族については、同原告と弟の二人が連行された。

原告アルコーバーらは、サンホセの海沿いの滑走路のある飛行場のそばに連れていかれ、そこで、海辺に沿って蛸壺掘りなどの仕事をさせられた。朝から夕方まで石や砂を運ぶ重労働であった。一年位して、原告アルコーバーの一四歳の弟は、まだ体力がなく、少ない食事と強い日差しの中で脱水症状を起こして死亡した。原告アルコーバーは、このことを後で弟と一緒に働いていた者から聞いた。神父の祈りもなく埋められたということであり、本当に不憫なことであった。原告アルコーバーの弟が埋められた場所は不明である。

右滑走路の反対側に宿舎があり、数百人の男性らと原告アルコーバーら三〇人の女性、そこに居住した。原告アルコーバーらは互いに会話することができず、話しているところを見つかりと殴られた。同原告らは、監視の兵が通り過ぎた時小声で話すがやっとだった。この宿舎は監獄のような建物でいつも見張りがあり、原告アルコーバーらは逃げられなかった。日本軍は、日中の労働に対し毎日二五セントボの軍票をくれたが、その受け取った軍票を使う機会はなく、日本軍が負けた後はその軍票は

何の価値もなくなった。原告アルコーバーは、この価値のない軍票を長い間持っていたが、現在はどこにしまったか分らない。

三か月後から、原告アルコーバーら女性には、日中の労働以外にも一つ苦役が加わった。毎夜、二、三人の日本兵がやってきて、原告アルコーバーら三〇人の女性のうちから一〇人位ずつ選んで宿舎から連れ出し、近くの浜辺で待っている数十人の日本兵に女性らを引き渡した。そして、日本兵は、蛸壺の中、ココナツヤシやバナナの木の下の原告アルコーバーらを強姦した。同原告らは、一晚に二、三人から五人位の日本兵に強姦された。原告アルコーバーらを宿舎から連れ出した日本兵、海辺で同原告らを他の日本兵の集団に渡した後は、終わるのを待っているのが普通だったが、時には一緒になって強姦に加わることもあった。原告アルコーバーらの連行を担当する日本兵は、翌週にもくることがあったが、その氏名は分らない。原告アルコーバーは、「オキナワ」という名を聞いたことがある。同原告は今までそれは人名だと思っていたが、最近初めて日本の地名だと聞いた。担当の兵士は、原告アルコーバーらを選ぶ

時、「オーケーカ、パタイカ（もし拒否すれば殺す）」と言った。原告アルコーバーらは、生理中だと言って拒否することもできなかった。女性らは抵抗して殴られたことも時々あったので、従うほかなかった。

原告アルコーバーは、右収容所に入れられるまでは、性的経験も知識もなかった。最初、日本兵がこいと言ったのでついていったのだが、同原告はあまりの恐さに抵抗し叫んだところ、その兵士は、頑丈な靴で同原告を何度も蹴った。原告アルコーバーは、特に左鎖骨を強く蹴られたため、その骨が折れ曲がったようになり、現在も変形している。この痛みは一週間以上も続いたが、日本兵は、一週間後からまた同原告の強姦を再開した。

原告アルコーバーは、逃げ出したいと思っていたが、見張りがいつも目を光らせており、死んだ方がましだと思っても実行できず、日中の労働の間、女性同士で互いの苦しみを話し合い、励まし合っていた。年少の女性は、母親に会いたいといつも話しており、他の女性の中には、この蝟壺が自分たちの墓になるのだろうと話す人もいた。

三〇人の女性は、一番若い人が原告アルコーバーと同じ一六歳で二人おり、四〇歳位の女性もいて、結婚している人もいた。原告アルコーバーと同じ村からは、ナーティ、グニャン、ティエラという三人の女性がいた。彼女らは、戦後、親戚のいるアメリカへ移住した。原告アルコーバーと違う村からきた女性もいた。

原告アルコーバーらは、毎朝陽が上ると起こされて集められ、点呼され、歌を歌わされたりした。原告アルコーバーは、日本語や英語は全くできない。食事はフィリピン人の料理人が作っていたが、米と塩と豆などの粗末で量の少ない食事だった。日本兵の方が少し食事の内容がよかったが、それほど差はなかった。原告アルコーバーらは、いつも空腹とどの乾きに苦しんでいた。

右のような生活は、一九四二年から二年以上続いた。一九四四年の秋ころアメリカ軍の空襲や砲撃が始まった。日本軍は、少し反撃したが、この駐屯地を放棄して逃げたため、原告アルコーバーらは解放された。アメリカ軍は、浜辺の沖に大きな船を浮かべ、数多くの小さな船で上陸してきた。マッカーサーもここから上陸した。アメリカ

カ軍は、日本軍の作った建物を破壊した。当時、町の人々は「アメリカカーノ」と叫んでアメリカ軍を歓迎していた。

原告アルコーバーは、母親がサンホセからよそへ移ったことを聞いていたので、タクロバンの町へいき、友人と野菜を売って生活しながら母親を捜した。しばらくして、原告アルコーバーは、フィリピン人男性と同棲するようになり、結婚話も出、妊娠もした。しかし、原告アルコーバーがそれまでの体験を話したところ、その男性は家を出たきり帰ってこなかった。原告アルコーバーは、一九四六年六月一〇日に男の子を産んだ。その後、原告アルコーバーは母親と再会し、二五年前からは現在の夫と生活している。原告アルコーバーは、この結婚前に自らの体験を正直に話したが、夫は理解してくれなかった。現在も、原告アルコーバーの夫は、同女が名乗り出ることを支持し、タスク・フォース（従軍慰安婦の調査委員会）の場所を捜してくれた。原告アルコーバーは、残念ながらこの夫との間に子供はできなかった。

一九九三年二月一〇日、原告アルコーバーらフィリピン人「従軍慰安婦」十数人は、正装してマニラの日本大使館に出掛けた。この日、原告アルコーバーは、息子から正装している理由を聞かれ、体験したことを正直に話したが、同原告の息子は全て理解し支持してくれた。

原告アルコーバーは、自らの真実の体験を話しそれを知ってもらうために、裁判に参加したいと思った。何も知らない娘が、空腹と喉の乾きに苦しめられながら重労働を強いられたこと、夜には性的な虐待に苦しめられ、その際蹴られて左胸の骨が折れ曲がったようになり、今に至るも直らず、重い物を持ってないようになってしまったことなどを話したいと思っている。

一四、原告フステイナ・ヴィラヌエヴァ

原告フステイナ・ヴィラヌエヴァ（以下「原告ヴィラヌエヴァ」という。）は一九二一年九月二三日、父ロマン・ヴィラヌエヴァ、母コンコン・ルディア・アソネラの中に、ネグロス島のパゴ市で生まれた。原告ヴィラヌエヴァには兄弟四人、姉妹四

人がいた。原告ヴィラヌエヴァの学歴は小学四年中退である。

一九四三年ころ日本軍がやってきた当時、原告ヴィラヌエヴァは、ヒニガラン・ス
イッチョ・パゴリゴンにある市場でエビを売って生計を立てていた。同原告の両親は
日本軍がきたときにはすでに死亡していた。

日本兵は、しばしば原告ヴィラヌエヴァの所にエビを買いにきていた。その中の一
人に、五〇歳位でピネルバーグ・セントラスにあった駐屯地に所属し、料理責任者で
あったヤマトがいた。ヤマトの特徴は、身長一六〇センチメートル位、色白、中肉中
背、面長で鼻が高く、鼻の下左側に傷跡があった。ヤマトが原告ヴィラヌエヴァのと
ころにエビを買いにくるようになってから約二週間後、ヤマトは原告ヴィラヌエヴァ
を市場から右駐屯地近くにあった同原告の祖母の家に連れていき、そこで強姦した。
ヤマトは原告ヴィラヌエヴァに、「言うこときかないとスイッチョにある家を放火す
るぞ。」と脅した。また、「日本の兵隊の強姦を拒否すると本人も家族も皆殺しにさ
れる。」とのうわさが拡がっていた。

原告ヴィラヌエヴァは、最初の強姦以降三か月間、ヤマトにしばしば祖母の家に連
れていかれ、強姦され続けた。

その後一〇か月間、ヤマトは右駐屯地内にあった軍人の住んでいた地域の小さな一
軒の家に原告ヴィラヌエヴァを住ませ、強姦を続けた。ヤマトが暮らしていた家は
別にあり、ヤマトは同原告を強姦するときだけ、同原告を囲いこんでいた家にやって
きた。

原告ヴィラヌエヴァは、強姦に対し何度も抵抗を試みたが、ヤマトは力づくで強姦
を続けた。原告ヴィラヌエヴァは、何度も逃げ出そうと考えた。しかしヤマトから
たびたび「逃げたら殺すぞ。」と脅かされており、また、駐屯地の周辺は柵が張りめ
ぐらしてあり、出入口は銃を持った兵隊の守衛がいたので、とうてい逃げ出せる状況
ではなかった。

ヤマトが原告ヴィラヌエヴァに金員を与えたことは一度もなかった。

原告ヴィラヌエヴァと同じように、別の兵士に駐屯地内の一軒家に閉じ込められ、

長期間強姦され続けた女性が同原告の他にもいた。

ヤマトから性行為を強いられた結果、原告ヴィラヌエヴァは妊娠し、一九四五年三月一三日ヒニガランのジャングルの中の川のそばで、息子ロバートを生んだ。ロバートは、現在ミンナダオ島で生活している。

ヤマトは日本軍がアメリカとの闘いに敗れ、右駐屯地を破壊されたため、他の兵隊と一緒に右駐屯地を退散していった。こうしてようやく、原告ヴィラヌエヴァは、ヤマトの継続的な強姦から逃れることができたのであった。

戦後原告ヴィラヌエヴァは、デスコラ・ピドと結婚し、五人の子供を儲けた。そのうち三人が死亡し、二人が生存している。生活は苦しく、原告ヴィラヌエヴァはずっと市場でエビを売り続けている。

原告ヴィラヌエヴァは、日本兵に強姦され続けた忌まわしい過去をずっと胸の中におさめ、誰にも話せなかった。また、ロバートを抱えながらエビ売りをしていたことなど生活の上でも大変な苦勞を強いられた。原告ヴィラヌエヴァは、ヤマトの行為を

ずっと憎しみ、怒りの気持を持ち続けて今日に至っている。

原告ヴィラヌエヴァは、テレビで、他のフィリピン人女性が日本軍によって性的虐待を受けた過去を告発しているのを見て、戦争中の日本軍の暴虐に対して改めて激しい怒りを覚え、自分も日本の責任を追及しようと決意した。原告ヴィラヌエヴァは日本政府が謝罪し、補償責任を一日も早く実行して欲しいと心から願っている。

一五、原告ビクトリア・カンラス・ロペス

原告ビクトリア・カンラス・ロペス（以下「原告ロペス」という。）は、一九二二年四月二〇日、パンパンガ州サンフェルナンド市で生まれた。ニックネームは「トレン」という。

二歳のころマニラに引っ越した。そして父は当時デル・ロサリオにあった農園を管理しており、兄弟は六人いたが、そのうち二人は既に死亡している。原告ロペスは中学二年まで学校にいき、そのあとは、自宅で裁縫の仕事を手伝っていた。

一九四二年三月のある夕方四時ころ、デル・ロサリオの村に日本兵一〇人が六輪トラックでやってきた。その時、父はサンフェルナンドの町に出かけ、母は農園にいたので、原告ロペスの家には同人の他に義理の弟がいただけであった。

日本兵は、倉庫の中にあつた五〇キログラム入りの米三〇〇袋を次々と運び出した。そして日本の将校が原告ロペスの手を引っ張って連れていこうとした。同原告は抵抗したが、力が強く外に連れ出され、トラックに乗せられた。右将校は「カバヤシ」とか「コバヤシ」と呼ばれていた。一六五センチ位の背丈で、体格は小太り年齢は三六歳くらいで、眼鏡をかけてはいなかった。

原告ロペスは、六輪トラックに乗せられ（他の女性はいなかった）シンダランの小学校に連れていかれた。そこには日本軍の部隊の本部があつた。右小学校は、その後建物は建て替えられたが、現存している。

原告ロペスは、夜六時ころ一階建ての校舎の中の教室に入れられた。同原告は、そのとき抵抗したので、コバヤシに足で腹を蹴られ、殴られ、ワンピースを破られ、強

姦された。同原告は、処女だったので出血した。

その日から教室の外には見張りが立ち、コバヤシは多いときで一日昼二回、夜三回原告ロペスを強姦したが、右のようなことが三か月続いた。その間、他の兵士は入ってこなかった。

原告ロペスは、排便のためトイレに行くことも許されず、ボウルのような器を床におき、そこで排便をさせられ、また水浴びもその部屋の中でさせられた。

監禁された三か月余り、原告ロペスは、もはや生きて帰ることはできないと思い、もう自分に未来はなく死んだ方がいい、殺された方がいいと思ひ、神に祈っていた。

一九四二年六月ころ、ゲリラが日本軍の本部を襲ったので、原告ロペスは、そのすきに逃げ出し、家に戻った後自殺しようとして、殺虫剤を飲んだ。そして、口から泡をふいて苦しんでいるところを村人が見つけ、ココナッツミルクを飲ませてくれたので、同原告は殺虫剤を吐き、何とか九死に一生を得た。脱出一か月後、医師から心臓が悪いと言われ、しばらく安静にしていた。

テレビで、同じ慰安婦であったロラ・ロサ（原告ヘンソン）が泣いて呼びかけているのを見た。初めは恥ずかしくて名乗り出なかったが、その後決意して、自分の体験を皆に知ってもらおう気持になった。

一六、原告ピュリフィカシオン・メルカード

原告ピュリフィカシオン・メルカード（以下「原告メルカード」という。）は、一九二三年二月二日、ソルソゴン県ソルソゴンビコルで生まれた。原告メルカードの家族は、両親と一三人の兄弟だった。原告メルカードの父親は、マルティネスが経営する大農場で小作人を監督する仕事をしていた。同原告の家族の生活は、貧しくもなければ豊かでもなかった。原告メルカードは、地元の小学校に入学したが、三年生の時、ソルソゴン県サンパロックにある小学校に移り、五年生までいったがやめた。同原告は、ゲリラに参加する前はレストランのウェイトレスをしており、一九四一年には月四〇ペソの収入があったが、ゲリラに参加してからは仲間の食事の世話をしていた。

ソルソゴンが無血開城となり、一九四二年に日本軍がマニラから進軍してきた。当時、原告メルカードの住所はパンパン・ソルソゴンだった。日本軍は、中国人が持っていた家を接収し略奪した。

一九四四年に原告メルカードはゲリラに参加した。部隊の名前はラボスであり、原告メルカードの名前は「プリン」だった。ゲリラは、ソルソゴンにある山を転々としていた。原告メルカードは食事の準備を担当していたので、戦闘に参加したり鉄砲を持ったりしなかった。同原告と同じような仕事をする女性は一〇人位いた。一九四四年、日本軍が掃討のためにゲリラのキャンプを襲撃してきたが、その時はゲリラの武装部隊はキャンプにおらず、女性ばかりが捕まった。日本軍は、ゲリラを掃討できなかった怒りを原告メルカードらにぶつけ、ゲリラの妻たちだとして暴行を加えた。原告メルカードがゲリラに参加してから約一か月後のことだった。当時、アメリカ軍が来そうだということで、日本軍はゲリラを掃討しようとしていた。原告メルカードら一〇人の女性は、捕まった後、トラックに乗せられてソルソゴンのサンパロックにあ

った司令部に運ばれた。それは、原告メルカードが通った小学校の前にあった。

右日本軍の司令部は二階建の建物にあり、連行された女性は全員ここに入れられた。右建物は、もとはフィリピン軍が使用していた建物だった。原告メルカードは最初の晩に、この建物の中の部屋で五人の日本兵に代わる代わる強姦された。原告メルカードはまだ若く、初めての経験だったので、下腹部に激しい痛みを覚え、多量の出血があった。五人の日本兵の中には、若い兵も年配の兵もいた。他の女性も同じ部屋で強姦された。

原告メルカードは、この建物の一室にもう一人の女性と一緒に閉じ込められた。同原告は、最初の晩大量の出血があり熱も出たため、数日間は何もなかったが、まもなく毎日三、四人の兵士が午後六時を過ぎると同原告を強姦しにきた。原告メルカードは病気になる、熱が出て身体が弱ったので、体調が悪いと言って拒んだが、しつこい日本兵もいた。同原告を強姦した日本兵は、老若など様々であり、髪も巻き毛だったり、そうでなかったりした。

このような状態が約一か月続いた。原告メルカードは、性交渉を強要される以外は、もう一人の女性と話したり、泣いたり、どうしたら出られるかという相談をした。日本兵が原告メルカードらに金員をくれたことはなく、日本兵は、同原告らに軍服の古着やタオルをくれた。原告メルカードは、「ありがたい。」という言葉が分る程度で、ほとんど日本語が分らなかった。日本兵は、原告メルカードに日本語と英語を対照した紙を配って覚えるよう命じた。同原告は英語は少し話せた。原告メルカードは、野菜やおかゆなどの食事を時々もらった。日本兵は、豚や鶏を捕まえてきて裏庭で飼っており、これを同原告に分けてくれたこともあった。原告メルカードは、炊事や洗濯をしろと言われたことはない。日本兵は、食事に毒を入れられることを恐れていたのか、日本人以外の者が食事を準備することを嫌っていた。日本兵は、原告メルカードが出血や熱のため体調が悪く相手ができない時には、同原告を平手打ちにしたり殴ったりした。見張りはいなかったが、部屋には鍵がかけられていたので、原告メルカードが部屋から出られるのは、トイレに行く時だけであった。同原告は逃げ出したかっ

たが、その機会はなかった。

監禁された一か月の最後の一週間は、ある士官のみが原告メルカードを強姦した。この士官は年配の既婚者であり、腰には軍刀を持っていた。原告メルカードは、この士官に、自分を外に出してくれと頼んだ。右士官は原告メルカードの頼みを聞き入れ、二日後右士官がキャンプを離れる時に同原告と一緒に外に連れ出した。右士官と原告メルカードは、他の兵士と一緒に外に出たので、秘密裏ということではなかった。軍用車でレガスピイにいく途中原告メルカードは降ろされた。そこはソルソゴン市の街地の外の病院の近くだった。これは一九四四年のことであり、原告メルカードが解放された後、二、三か月でマッカーサーがレイテにきた。

原告メルカードと同室の女性の名前はチョドーラといい、出身地はビサヤ地方のサマールという所だったが、右女性は三年前に亡くなった。

一九四六年に原告メルカードはフィリピン人の兵士と結婚した。右兵士はもとゲリラだったが、原告メルカードは自分の体験を夫に話した。同原告の夫は、「君には選

択の余地がなかったのだろう。」と言った。その後、原告メルカードと夫の間に四人の子供ができたが、一九四九年に別れ、同原告は一九五五年に再婚した。原告メルカードは、他の人の衣類の洗濯婦をしており、一日三〇〇〜五〇〇ペソの収入があったが、現在は体調が悪く働いていない。原告メルカードは、現在生活が苦しいので、最初の夫との間に産まれた子供に援助を頼んでいる。

原告メルカードの二番目の夫とその子供らは、同原告が従軍慰安婦の運動に加わるのは反対だった。原告メルカードは、一九九二年一二月に名乗りをあげたが、同原告の夫はこれを嫌い、家を二つに仕切って口もきかず、生活費も電気代も負担しなくなった。現在原告メルカード夫婦は事実上離婚状態にあり、同原告は、耳が不自由な姉と一緒に暮らしている。原告メルカードには、心臓の病気、胃潰瘍、高血圧及びリューマチがあり、時々頭痛もある。

原告ルフィーナ・フェルナンデス（以下「原告フェルナンデス」という。）は、マニラ・シンガロンのタゴノ・ストリートで生まれた。生年月日は一応一九二七年七月一〇日とされているが、右原告の記憶はさだかでない。）原告フェルナンデスの家族は両親と五人の兄弟で、同原告が一番上だった。原告フェルナンデスの父親は契約労働者（臨時雇用）であり、時には収入がなかったこともある。同原告の家族は、木を売って生活の足しにしていたこともある。日本軍がマニラを占領した当時、原告フェルナンデスの家族の生活は非常に貧しかった。同原告は、一年間だけ小学校にいらる。

一九四三年までは比較的平和だったが、アメリカ軍がくる数か月前から、日本軍によるゾーンニング作戦が始まった。この作戦で、日本軍は出会ったフィリピン人の男らを虐殺し、焼き討ちをした。右日本軍のゾーンニング作戦がある度に、原告フェルナンデスの家族は近くの山に逃げた。当時、フィリピン人の男はすべてゲリラとみなされ、原告フェルナンデスが洗礼を受けた時の名付親の息子も殺された。原告フェル

ナンデスは、多くの男らが一列に並んで穴を掘っているのを目撃したが、彼らは射殺されてそこに埋められた。彼らは、自分たちの墓場を掘らされていたのである。

原告フェルナンデスは、日本軍のゾーンニング作戦を避けて山に逃げた。しかし、同原告らは疲れており、食べ物もなく、母親や兄弟は絶望して泣き叫んだ。その後、原告フェルナンデスの家族は山から戻り、防空壕の中に避難したが、父親がシンガロン地区に帰ろうと言ったので帰った。ある日の夜、家で家族みんなが寝ていると、突然日本軍が襲ってきた。日本兵は、原告フェルナンデスや父親を連行しようとしたが、父親は抵抗したため、日本兵に首をはねられて殺された。原告フェルナンデスの母親も抵抗したために同じように殺された。原告フェルナンデスが日本兵に連れられていくその目の前で、最年少の妹が殺された。残りの二人の妹が泣いていたが、急にその泣き声が止まったので、その時殺されたのだろうと思われる。

原告フェルナンデスは、日本の灰色の自動車（旭日旗が付いていた）に乗せられて、他の五人の女性と一緒に大きな家に連れていかれた。その家は原告フェルナンデスの

家から非常に近く、二〇軒位離れた所にあった。その家は日本軍の駐屯所で日本兵は五〇人以上いた。原告フェルナンデスは、その家の中の一つの部屋に閉じ込められ、同原告を連行した大柄な士官によって強姦された。当時、原告フェルナンデスはまだ初潮がなかった。

原告フェルナンデスは、毎日六人位の日本兵によって、部屋の中で強姦された。同原告は、家族が殺されたために気が動転していたが、二人の将校を覚えている。右将校らは、褐色の制服を着ており、長い軍刀と拳銃を持っていた。一般の兵士は緑色の制服を着ており、将校に比較すると身なりもよくなかった。原告フェルナンデスを強姦した者の中には、兵士ではない別の日本人もいた。彼らは軍服を着ておらず、きちんとした身なりをしていた。彼らは、士官の知り合いだと思われる。原告フェルナンデスらは、暴力的な日本人を「コラニ」と呼んでいた。同原告は、約三か月間そこに監禁されていた。

部屋には原告フェルナンデス一人だけだった。二人の見張りが部屋の外におり、食事はその見張りの兵士が運んだ。原告フェルナンデスは、トイレにいく時だけ部屋の外に出ることができた。同原告は、洗濯、炊事などを命じられたことはなかった。また、原告フェルナンデスは、日本兵らから金員をもらったことも、服などをもらったこともない。原告フェルナンデスは、一度逃走を試みたが発見され、すぐに捕まった。同原告は、この時、日本兵から平手打ちを受けたり、殴られたり蹴られたりした。

アメリカ軍がその家を攻撃してきた時、日本兵が部屋に入ってきて、原告フェルナンデスの首をはねようとした。その軍刀が同原告の肩に当たり、腕がちぎれそうになった。この日本兵は士官の一人であり、最初に原告フェルナンデスを駐屯地に連れてきて強姦した男であった。原告フェルナンデスは軍刀で右肩を切りつけられ気を失った。同原告が意識を取り戻した時には誰もいなく、血は既に乾いていた。原告フェルナンデスが外に出ると、アメリカ軍のトラックが通り、彼らは同原告をテントに連れていき治療した。原告フェルナンデスは約一か月間そのテントにいた。

アメリカ軍が原告フェルナンデスを解放した後、同原告は知り合いの女性の魚を売

る仕事を手伝った。そして、一九六四年、原告フェルナンデスは夫と知り合い同棲した。同原告の夫はジブニーの運転手をし、同原告自身はセメント袋から紙袋を作る仕事をして働いたが、二人の収入は合わせても一日二〇ペソだった。一九七八年に原告フェルナンデスの夫は食道癌で死亡した。現在原告フェルナンデスは無職であり、一人で小さい小屋に住んでいる。同原告は、近くに住んでいる娘から食事をもらい、その娘の子供の世話をしている。

原告フェルナンデスは、現在喘息と肺炎をわずらい、薬を飲んでいる。日本軍による監禁の影響として肩口の傷があるが、日本軍に捕まっている時に喘息や肺炎にかかった。原告フェルナンデスが監禁されていた部屋の床はセメントできており非常に寒かった。日本軍は、同原告に毛布さえ与えず、豚のように扱った。原告フェルナンデスの肩口に残る傷痕は悲惨である。

一八、原告フェリサ・デカンデロ・ボルナレス

原告フェリサ・デカンデロ・ボルナレス（以下「原告ボルナレス」という。）は一九一七年一月二十二日、パナイ島のカピス州パニタンのバランガイ・カラアンで生まれ育った。

父は大工をしており、母は織物の仕事をして家計を助けていた。原告ボルナレスは男一人、女六人の兄弟の末っ子である。

一九四二年四月に日本軍がこの町を占領した時、原告ボルナレスは二四歳位であった。兄や姉らはすでに結婚して家を出ており、親元には同原告だけが残っていた。父は足の怪我のため働けなくなり、そのころはずっと家に寝ていた。同原告は農家で雇われて働きながら父の世話をしていた。極めて貧しい生活であった。村民らの大半は山に避難したが、動けない父をかかえた同原告ら家族は逃げることもできず村に残っていた。

その後間もなく、多数の日本兵がパニタンの町から歩いて原告ボルナレスらの村にやってきた。そのうち五人の日本兵が同原告の家に押し入ってきた。五人は軍服を着

て帽子をかぶっており、腰から長い刀を下げていた。大きな声で「ダラガ（娘）、ダラガ（娘）。」と叫び、若い女性を探しているようであった。同原告を見つけると、腕を掴み、家の外へ引っ張り出そうとした。その時家には両親がいたが、父は寝たきりで動くことができず、母も何も抵抗できなかった。同原告はその五人の日本兵に引っ張られ、約三時間歩いてパニタンの町の公営市場まで連れていかれた。公営市場はパニタン川（パナイ川）の近くにあり、当時は日本軍の駐屯地になっていた。村を出たのが午後四時ころだったので、市場に着いたころにはもう夜になっていた。

右五人の日本兵は、原告ボルナレスを市場のコンクリートの床に引っ張り上げ、ジュエスチャーで「食べる。」と言った。同原告はとても食べる気持ちになれず、拒んだ。すると日本兵らは同原告を床に引き倒し、代わる代わる同原告を強姦した。

その日から原告ボルナレスは右公営市場で「慰安婦」とされた。同原告はカーテンで四方を囲われた「部屋」に入れられ、そこで兵士の相手をさせられた。右市場にはこのような部屋がたくさん作られていた。ベッドはなく、コンクリートの床にテント

を敷いていた。やってくる兵士は一晚に一人か二人だけであった。兵士らは「部屋」に入ると「ダラガ」と言って同原告の足を開き、同原告を強姦した。彼らがコンドームを使っていたかどうかは分からなかったが、妊娠したことはなかった。

原告ボルナレスは、夜兵士の相手をさせられる一方で、昼間は洗濯の仕事をさせられた。近くの川で兵士の衣服を洗った。同原告は一〇〇枚以上洗ったように記憶している。

食事は三度与えられたが、甘くてまずいものであった。衣服は与えられず、仕方がないので、市場に落ちていた小麦の袋を拾ってきて、兵士の服の修繕のために与えられていた糸を使って、自分の服を縫った。ここにいた三、四か月の間に、洗濯代として合計八ペソ位与えられたが、同原告を強姦した兵士らからは一度一ペソを与えられたことがあるだけであった。同原告は逃げたくて仕方なかったが、日本兵は回りを徘徊しており、洗濯の時はもちろん、トイレにまで監視がついてくるので、とても逃亡することはできなかった。

ここには原告ボルナレスのほかにも何人かのフィリピン人女性がいた。洗濯をしていた時に会ったこともあるが、日本兵の監視がついているため、何も話すことはできなかった。

正確な数は分からないが、一〇数人はいたと思われる。多くは同原告より若い女性であった。いずれも同原告と同じような苦痛を受けていたものと思われる。

原告ボルナレスがこの地獄から抜け出すことができたのは、連行されて三、四か月たったころのことであった。ホセ・サルガドの家族が投降することになり、日本軍がサルガドの家に行くことになった。その時日本軍は同原告がサルガドの母と知り合いであることを利用しようと考え、同原告を連れていった。サルガドの家でその母に会うと、同人は同原告に逃げることを勧めた。そこで同原告は日本兵に気が付かれないように台所から外へ出て、川を渡って逃げた。

原告ボルナレスはその後、草刈りや収穫の手伝いなど、農家に雇われて働いたが「慰安婦」としての生活で身体をこわしたため、腰のあたりがいつも痛み、十分には働

けなくなった。そこで、生活を支えてもらう人を得るために結婚した。幸い同原告の夫はやさしい人で同原告の過去も受け入れてくれた。同原告らは五人の子を儲け、それぞれ家庭をもって生活している。夫は六年前に亡くなり、同原告は今ダオの町で一人で貧しい暮らしをしている。

原告ボルナレスは一九九二年ラジオで「慰安婦」の話聞き、自分の経験と関係があると思った。原告ボルナレスは以前から家族に過去のことを話していたので、何も躊躇することなく自分の経験を話そうと思った。

第四、請求権の法的根拠および補償金額

原告らの訴えは、国際人道法に基づく次のような法理によって肯定される。

一、陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（一九〇七年成立）の適用

近代戦争において敵地における文民保護の義務を規定した戦時国際法として、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（通称ハーグ条約、一九〇七年成立）がある。日本はこの条約を一九一二年に批准しているので、日本軍がフィリピンで戦闘行為を開始した一九四一年当時には、すでにこの条約に拘束されていたものである。

同条約付属規則四六条は交戦国に対し「家ノ名誉及権利、個人ノ生命、私有財産、並宗教ノ信仰及ソノ遵行ハコレヲ尊重スベシ。私有財産ハコレヲ没収スルコトヲ得ズ」という義務を課していた。ここにおいて「個人の生命」の尊重とは、個人の生命、身体を侵してはならないことを指す。占領地の女性に対する強姦や性的虐待は、同規則四六条にいう個人の生命尊重義務に違反することは明らかである。さらに家父長制の

文化の下では、女性に対する性的侵害行為は「家の名誉」の著しい侵害であると思われる。

なお、ハーグ条約上の義務をより具体化した一九四九年ジュネーブ文民保護条約（戦時における文民の保護に関する一九四九年八月一二日のジュネーブ条約）は、その二七条二項で次のように規定する。

「女子は、その名誉に対する侵害、特に、強姦、強制売淫、その他あらゆる種類のわいせつ行為から特別に保護しなければならない」

ここに規定された女性の尊厳の保護は、ジュネーブ文民保護条約によって新たに創設されたのではなく、右のハーグ条約付属規則四六条に含まれていた義務を明文で確認したものである（赤十字国際委員会の同条約の条文解釈もこの立場を明記する）。さらにジュネーブ文民保護条約の一九七七年議定書は、一層詳細に女性の尊厳の保護を定めているが、この議定書による義務も、その源はハーグ条約付属規則四六条にある。

日本軍のハーグ条約違反の行為については、「通例の戦争犯罪」として、第二次大戦後の極東国際軍事裁判でその一部について裁きがなされている。またアメリカ陸軍によって行われたマニラ裁判でも、八七件の起訴がなされ、うち約四割は非戦闘員の殺害や強姦に関するものであった。しかし、フィリピンにおける住民虐殺や集団的な強姦、慰安所の実態については、東京裁判、マニラ裁判では徹底した究明は行われなかった。

二、人道に対する罪

日本政府は、原告らに対し、「人道に対する罪」を犯したことを理由に、補償の措置を講じなければならない。

「人道に対する罪」という概念は、一九三一年のパリ不戦会議にその萌芽が見られ、第二次大戦中に確立された国際慣習法となった。第二次大戦において連合国は、ナチス・ドイツの行為が伝統的な戦争法規違反にとどまらず、民間人に対する残虐行為を

含んでいることを重視し、戦時中からその犯罪行為の処罰を宣言した。

一九四五年八月に調印されたロンドン協定及びそれに付随する国際軍事裁判所条例（通称IMT条例）は、ナチスの戦争犯罪を裁くための国際軍事裁判所（いわゆるニュルンベルグ裁判）を設置した。同条例六条は軍事裁判の訴因として、a, 平和に対する罪、b, 戦争犯罪、c, 人道に対する罪、及びこれらに対する共同謀議への関与を挙げた。

同様の規定は、極東軍事裁判所条例五条にも置かれ、ここで「人道に対する罪」は「戦前または戦中になされた殺人、せん滅、奴隷的虐使、追放その他の非人道的行為」と規定され、戦争犯罪人を裁く訴因となった。日本軍は原告らフィリピン女性を軍事的強制力をもって「奴隷的虐使」したのであり、著しい非人道的行為であって、「人道に対する罪」に該当する。

「人道に対する罪」は、第二次大戦後、国連のジェノサイド条約（一九四八年成立）、アパルトヘイト条約（一九七三年成立）、ドイツ連邦共和国刑法（一九五四年

成立)に継受された。たとえば、前記ドイツ刑法は「ある国民集団、人種、民族を全面的または部分的に抹殺する意図でなされる殺人、傷害その他の行為」を禁止する。日本軍がフィリピンで行った大量の強姦や慰安所の設営は、個別または偶発的に行われたのではない。まさに原告らの属する国、民族、人種の集団を抹殺する意図で行われたのであり、このような行為が「人道に対する罪」にあたることは明らかである。

三、ハーグ条約違反の効果

ハーグ条約はその第三条において、同条約に違反した交戦国に対する違約罰を定めている。即ち、「前記規則ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ」(英文原文:A belligerent party which violates the provisions of the said Regulations shall, if the case demands, be

liable to pay compensation. It shall be responsible for all acts committed by persons forming part of its armed forces.) という規定を置くこと。

この規定からすれば、占領地において殺戮、強姦を日本軍に許した日本政府は、その被害に対する補償 (compensation) の支払いを免れない。

これはハーグ条約から直接発生する損害賠償義務であるが、同様の法理は「人道に対する罪」その他国際人道法、国際慣習法違反の行為にもあてはまる。

四、個人が請求権の主体となる根拠

近代戦争において戦勝国が自国民の戦争被害について敗戦国に賠償を請求することは、外交保護権の行使の一環であると理解されている。伝統的な国際法では、外交保護権は国家の権利であるからこれを行行使するか否かは国家の裁量に属すると考えられ

てきた。

しかしこのような賠償理念は、第一次大戦後のベルサイユ講和条約を契機として転換された。同条約二三一条、二三二条は次のように定め、ドイツが負う賠償義務の中には連合国の国の損害と個人の損害の双方が含まれることを初めて明確にした。

「同盟および連合諸国は、ドイツおよびその同盟諸国の攻撃によって強いられた戦争の結果、同盟および連合諸国政府、またその諸国民の被った一切の損失および損害について、責任がドイツ国およびその同盟諸国にあることを断定し、ドイツ国はこれを了承する」(二三一条)

「(前略) 同盟および連合諸国政府は、同盟ないし連合国の一員としてドイツ国と交戦していた期間中において、陸上、会場、および空からの攻撃により同盟および連合諸国の民間人およびその財産に対して加えられた損害、および一般に付加文書に規定されるすべての損害についてはドイツ国がこれを賠償することを要求し、ドイツ国はこれを承認する」(二三二条)

そして付加文書はドイツが補償すべき損害の範囲を詳細に定めるが、その主眼は民間人の犠牲者の救済であり、「ドイツ国またはその同盟諸国により、残虐行為、暴行または虐待の犠牲となった民間人およびその生存被扶養者に対する損害」が回復されるべきである、とする(付加文書1、②項)。

日本はベルサイユ条約成立当時、戦勝国としてこの条約に調印し、ドイツに対して戦争被害の賠償を請求し、現実にドイツからの賠償金を受け取っている。

同条約を成立させたパリ講和条約そのものについては、戦勝国の敗戦国への「押しつけ講和」(Dictated Peace)という批判はあるものの、日本政府が同条約に調印し、かつその履行をドイツに要求したという歴史的事実は、以後の戦争において、同様の損害に対する同様の義務を日本が国際社会において承認したことに他ならない。

ベルサイユ条約はさらに、条約に定める特定の事項については、講和後に成立する混合仲裁裁判所の判決によって、被害者が補償(Compensation)を受領

できる、と定めた(三〇二条二項以下)。

伝統的な国際法は、賠償問題を国家間の集団的請求権の処理の問題と捉えていたが、ここにおいて個人の外国国家に対する個別的請求権が分離され、明文化されたのである。したがって、国家の外交保護権の行使としての賠償(reparation, indemnity)と、個人的請求権に対する補償(compensation)は区別されて認識されなければならない。

第二次大戦後の人権尊重の世界的な潮流は、国際法の主体としての個人の地位をも著しく向上させた。戦争被害の補償についても、個人の被害者の権利性を強める試みが各地で行われている(例として、旧・西ドイツの戦争被害の諸立法、米国の日系人の収容所体験者に対する市民的自由法など)。

これによって、国際違法行為による個人の損害に対する賠償を求める外交保護権の行使も、単なる国家の裁量行為ではなく、国権の受託者としての義務履行という考えが支配的になってきた。さらに、国家がこの外交保護権を行使せず、または国家間の賠償協定などにより請求権を放棄しても、そのことによって個人の補償請求権は原則として影響を受けないと解するべきである。

五、補償金額

以上の通り、各原告の被った苦痛は測り知れないほど大きく、この精神的損害を金銭に換算することは困難であるが、少なくとも金二〇〇万円を下ることはない。

したがって原告らは請求の趣旨記載のような判決を求め、本訴提起に及ぶ。

第五、本訴提起の契機

まもなく戦後五〇年になろうとする現在になって、原告らが本訴提起に至る動機は、一にかかって正義の回復である。

本訴状において詳述したとおり、被告日本国の軍隊は、戦時における国際法即ち国際人道法を徹底的に無視し、踏みにじった。まさしく、累々たる戦争犯罪の山である。これらの戦争犯罪は処断されなければならないし、時効が成立することなく、追及されなければならない性質のものである。しかし、仮りに加害者の処罰が不十分なものであったとして、また、現時点では事実上、不可能に近いものがあっても、被害者の名誉回復と人権救済は直ちになされなければならない。なぜなら、被告日本国の責任に帰するこれらの戦争犯罪の犠牲になった原告らフィリピン「従軍慰安婦」は当時も、そして半世紀後の現在までも、まさしく、言語に尽くし得ない、耐え難い苦痛を負われ続けているからである。

本件原告らの中には、もはや、そしてとうに、自分に加えられた罪についてこれを許していると述べる人がいる。しかし、被害回復の責任は被告国とその構成員たる現在の日本人がこれを果たすまで負担しなければならないことは余りに明白な道理である。本訴が、日本と日本人にとって、正義の回復を問う裁判であるとする所以である。

幸いにもというべきか、被告日本国の宮沢首相は原告らフィリピン「従軍慰安婦」に対する被告日本国の加害行為について、政府の代表として謝罪しているので、その「罪」については、もはや争わない、いや争えないものと理解している。今、重要なのは、日本として不正義が行なわれた歴史を具体的に明確なものとして、これが、国際人道法に違反することを認めることであり、そして、被害への完全な補償を通して、日本の道義を回復することである。

また本訴の提起を可能にした背景には、基本的人権に「女性の人権」の観点から光をあて、これまで沈黙させられてきた性暴力の被害者を励まし発言をさせ始めた、女性たちの運動がある。これは世界的に普遍的な拡がりを見せている女性解放運動の成果である。

フィリピンでは一九九二年七月に日本占領下での女性たちの性的奴隷化の真実究明をするため、「日本軍によるフィリピン女性の性的奴隷化に関する調査委員会」（通称タスク・フォース）が既存の女性団体の連合体として結成され、ラジオ等により日本軍による性暴力の被害者に対する呼びかけを行なった。原告ヘンソンはこの呼びかけに応じた最初の女性であり、その後原告ヘンソンの姿・声にラジオやテレビで接した女性たちが、次々と自己の被害を名乗り出るに至ったのである。したがって本訴は、女性たちにとっての権利回復のための裁判でもある。旧ユーゴスラビア（ボスニア・ヘルツェゴビナ）での戦闘においても、女性たちは集団的強姦の被害者となっている。平和が回復された時に、女性の奪われた権利に対する回復の措置もなされるのかについて、本裁判は先例となるべきものである。

昨年一二月二四日に発表された世論調査（日本リサーチセンター）においても、従軍慰安婦への謝罪と補償について、これが不要であるとするもの一〇％、人道的な対処をすべきとするもの二七・七％に対して、はっきりと謝罪と補償をなすべきものと

するものが三五・六％と最大多数を占めるまでに、日本の世論は成熟しつつある。戦後日本の出発点であるポツダム宣言の受諾でアジアに対する侵略を認諾し、「専制と隷従、圧迫と偏狭」の克服をうたう日本国憲法のもとで、率直に歴史と向き合い、負の遺産に対する早期の清算を支持する世代が確実に増えているのである。そして、無数の被害者の散在するアジアのみならず、国際道義を求める世界が被告国の真摯なそして主体的かつ自発的な決断を望み、そして、世界中が本件裁判を注目している。そのような国際人道法の実践こそが真の国際化への道であり、米ソ冷戦構造崩壊の混乱した国際社会において真の国際貢献につながるものである。

言うまでもなく原告らは、もはや老齢である。被告国はもとより裁判所の全面的な協力によって、補償が実現され正義の回復が実感できるうちに、本問題の解決がなされることを願い、本訴に及んだ次第である。

立証方法

口頭弁論において提出する。

添付書類

- 一、訴訟委任状（英文） 一八通
- 二、訴訟委任状訳文 一八通
- 三、訴訟委任状（復代理人） 一通

一九九三年四月二日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 高木 健一

同	同	同	同	同	同	同
中	佐	小	中	武	横	林
道	藤	山	北	村	田	
武	芳	千	龍	二	雄	陽
美	嗣	蔭	太郎	三	一	子
				夫		

東京地方裁判所 御中

弁護士	同	同	同	同	同	同	同
竹下政行	大作晃弘	稲垣隆一	菅沼友子	秋田一恵	池田直樹	小川原優之	大島有紀子